

4. ヒアリング調査の実施結果

大学と研究開発法人における研究開発評価実施における工夫点や課題を把握するため、大学 1 機関、研究開発法人 1 機関、具体的には、九州大学、理化学研究所のヒアリング調査を行った。その結果概要を以下に示す。

4.1 国立大学法人九州大学¹¹

4.1.1 大学の概要

九州大学の教育研究の単位としては、基本的に以下の 3 種があり、それぞれ 10 以上ある。

- 大学院の教育組織としての「学府」
- 大学院の教員の所属する研究組織である「研究院」
- 学部の教育研究組織としての「学部」

上記以外の教育研究の単位の例を挙げると次の通りである（網羅的な整理ではない）。

- 文部科学省の認定を受けた共同利用・共同研究拠点：生体防御医学研究所、応用力学研究所、先導物質化学研究所、マス・フォア・インダストリ研究所、情報基盤研究開発センターの 5 つ
- カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（I2CNER）：文部科学省の「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」の推進を目的として設置された。
- 学内共同教育研究センター：生物環境利用推進センター、熱帯農学研究センターなど多数
- 病院

4.1.2 研究開発評価の方針（教育等含む）

(1) 背景

一般的な背景として、現在、国立大学は、第 3 期中期目標期間（平成 28 年度～）に入っている。これに先立って文部科学省は、「国立大学改革プラン」（平成 25 年 11 月）において内部質保証を重視することについて述べている。

それらを踏まえて、九州大学では、第 3 期の方針として、計画達成のための試行錯誤のプロセスを大学の活動全般に亘って自主的・自律的かつ円滑に機能させることにより内部質保証を実現することとした。

¹¹ 国立大学法人九州大学 企画部企画課、研究推進部学術研究推進課に取材をさせていただいた。

(2) 自己点検・評価の方針

九州大学では、平成 28 年 9 月 13 日に「第 3 期中期目標期間における内部質保証の実現に向けた自己点検・評価に関する基本方針」（大学評価委員会）を策定している。この基本方針の中での特徴的な事項としては以下の点が挙げられる。

- 「(1)内部質保証の実現に向けた自己点検・評価の実施」の中で、「①自己点検・評価の実施」及び「②客観的な状況についての調査・蓄積・分析」に取り組むことを明記。客観的な数値データを集めていく必要があることから、第 3 期では、適切かつ統一的な定義に基づくデータを経年で蓄積し、大学の状況を把握することとしている。
- 同じく、「③自己点検・評価結果に基づいた改革・改善」は、第 3 期で追加したもので、課題や改善点を整理し、自己点検・評価結果に基づいた改革・改善を進めるものであり、その結果は次年度計画に反映することとしている。
- 同じく、「④本学の機能・強み・特色を伸長させる取組における達成状況の確認」は、法人評価において戦略的で意欲的な目標・計画の取組状況を含めた達成状況を確認するものである。
- 同じく、「⑤内部質保証の実現」は、3 期で追加したものである。上記①～④に周期的に取り組む「試行錯誤のプロセス」を自主的・自律的に機能させることにより、内部質保証を実現するという考え方である。

また、「第 3 期中期目標期間における年度計画の作成に関する基本方針」（将来計画委員会）を策定している。ここでは、次の事項について述べているのが特徴的である。

- 事後的な検証が可能な内容とするよう、実現性を考慮した上で、数値目標や具体的な取組例を記載する。
- 戦略性が高く意欲的な目標・計画・・・(中略)・・・について、中期計画達成に向けた進捗状況や成果等に係る実施状況の報告が必要であることに留意する。
- 実質的な PDCA サイクルを確立し、内部質保証を実現する。

4.1.3 実施している研究開発評価

九州大学では、次のような評価を実施している。

(1) 組織の評価

1) 機関全体の評価（法人評価、認証評価への対応）

九州大学では、「法人評価」、「認証評価」を、外部質保証の仕組として捉えている。

法人評価は、法人の中期目標の達成状況等について業務全体を総合的に評価するもので、「自ら改善・発展する仕組みを構築し、機能強化が図られたか」という視点（内部質保証が機

能しているか)」で評価を行う。評価者は、国立大学法人評価委員会（文部科学省）や大学改革支援・学位授与機構であり、評価の周期は6年に一度である。

認証評価は、教育活動を中心に総合的状況を評価するもので、特に「内部質保証」が機能しているかを評価する。評価者は、大学改革支援・学位授与機構であり、評価の周期は7年以内に一度である。

2) 部局の評価

九州大学の部局評価の特徴として、「5年目評価・10年以内組織見直し制度」がある。これは、平成14年度に導入し、平成16年度の国立大学法人化に伴い、次に述べるような実施方法を定めたものである。

中期目標期間の5年目に全部局の点検・評価を実施し、6年目に評価結果をまとめ、その評価結果を反映した形で、10年以内に組織改編を完了するよう各部局に促す制度である。

評価の側面としては、各部局の教育面、研究面両方を含んでおり、組織の活性化も見据えている。現時点で第1期と第2期中期目標期間の2回の評価をした段階である。この制度による評価結果が組織再編につながった例として、平成22年度以降、新学部「国際教養学部（仮称）」の設置構想について検討を進め、約50年ぶりの新しい学部として「共創学部」の設置（平成30年4月）につながった例がある。（設置認可申請中）

また、部局においては、定員充足率、博士の標準修業年限内修了率等の適正化に向けた評価も行っている。

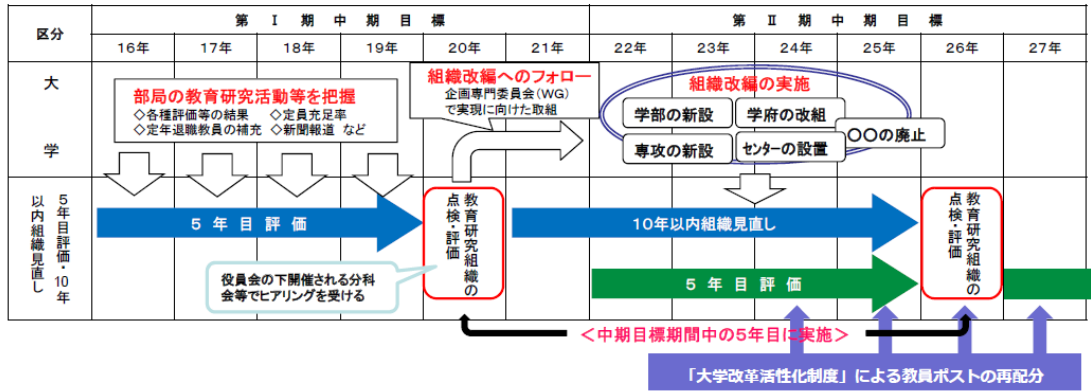
この制度で、意見のあった部局には、毎年フォローアップしている。

5年目評価・10年以内組織見直し制度

○中期目標期間の5年目に全学的な点検・評価を行い、その評価結果を反映した形で、10年以内に組織改編を完了するよう各部署に促す制度

研究院をはじめとする部署、学内共同教育研究施設等の点検・評価を継続的に実施することにより、組織の自律的な変革を促進し、本学における教育研究の一層の発展・充実を目指す。

- 部局長懇談会、法人評価、その他指標となるデータなどを通じて、これまでの部署の教育研究活動を総括
- 部署の将来構想を実現するための組織の再編計画等を評価するとともに、次の中期目標期間中に実施



九州大学機能強化システム(学内資源再配分の最適化を不断に行う仕組み)

<p>モノ</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備マスタープランによる全学的設備マネジメント体制強化 設備サポートセンター整備により大型設備の共同利用推進 	<p>ヒト</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大学改革活性化制度 ◆学管理人員及び総長裁量ポスト 中期計画を実施する上で総長が必要と認める業務等に人員配置 ◆5年目評価10年目組織見直し制度 部署の将来構想を中期目標期間の5年目に評価し、10年以内に組織等の見直し 	<p>カネ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆総長裁量経費 総長のリーダーシップを十分に発揮する予算として確保・配分 大学改革を全学的に推進するためのインセンティブ経費をグローバル化、外部資金の獲得状況等の客観的な指標に基づき、各部署へ配分 ・移転事業等、中期目標・計画達成のための予算を確保 	<p>スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内共通利用施設を戦略的に再配分及び拡充 ・全学的なスペースチャージ導入による、更なる戦略的スペース創出
--	---	--	---

図 4-1 九州大学の「5年目評価・10年以内組織見直し制度」の概要

出所) 九州大学企画部企画課資料

(2) 学内の研究課題、教育研究プログラム等の評価

九州大学では、学内における研究課題、教育研究プログラム等の配分制度として、以下の2つがある。

1) QR プログラム

競争的資金を申請する前段階で、シーズを育てる学内支援プログラムとして「QR(Qdai-jump Research) プログラム」がある。大学の財政事情により、従来2億円程度の資金であったが、現在の予算は8,600万円と縮小している。

申請に対して、学内で審査し、競争的に資金配分している。

- 「QR プログラム」には、若手研究者向けに「わかばチャレンジ」などのプログラムがある。
- QR プログラムの専門委員会があり、審査・評価を行っている。

2) 大学改革活性化制度

九州大学では、平成23年度から「大学改革活性化制度」を開始し、平成28年度から総長のガバナンスを強化する目的で制度を見直し「第2次大学改革活性化制度」に取り組ん

でいる。これは、各部局から教員ポストの1%相当分を拠出し、全学的視点から申請部局の改革計画を審議し、再配分することにより、社会の要請に応える的確かつ迅速な大学改革を推進する制度である。例えば、約1,000人の教授がいる場合、教員ポストの1%相当分を各部局から拠出し、教授10人分を財源とし、特定の案件に対して戦略的に再配分する仕組みである（実際の九州大学の教授数で換算すると約18人となるが、准教授、助教等の職位に充てた場合は人数がもっと多くなる）。

この制度の中には、次の3つの枠がある。

- 全学改革推進枠（重点支援分）：総長が毎年具体的な重点事項（ミッション・分野等）を定め、関連部局から横断的な組織改編を伴う改革計画を募り、役員協議会を経て総長が決定する。
 - ✓ 平成28年度採択は3件、7人（申請3件）。具体的な採択事項は以下の通り。
 - エネルギー研究教育機構の設置
 - カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の機能強化
 - サイバーセキュリティ教育の充実
- 全学改革推進枠（基幹支援分）：総長が指定する募集分野において、ミッションの再定義等を踏まえた部局の強み・特色を伸ばす教育研究活動を維持し活性化させる取組に関する改革計画を募り、役員協議会を経て総長が決定する。
 - ✓ 平成28年度採択は2件、5人（申請10件）。具体的な採択事項は以下の通り。
 - 感性融合デザインセンターの改組による「未来デザイン学センター」の設置
 - 北海道大学九州大学共同資源工学専攻の新設
- 部局改革推進枠：各部局（全学改革推進枠で指定された部局を除く）から組織改編を伴う改革計画を募り、学外委員を交えた審査委員会等により審査・選定する。
 - ✓ 平成28年度採択は5件、8人（申請14件）。主な採択事項は以下の通り。
 - データサイエンス実践特別講座の新設
 - 国際的な痛み研究・グリーンファルマ研究推進による組織改革「グローバルヘルスケア分野」の設置
 - アジア埋蔵文化財研究センターの改編

例えば、「エネルギー研究教育機構の設置」（全学改革推進枠（重点支援分））は、総長の強力なリーダーシップの下、複数の部局にまたがったエネルギー分野の研究力を集結させる機能強化策として大学改革を推進した好例である。

「エネルギー研究教育機構の設置」は、総長トップダウンの事業として、研究担当理事が事業の総括を担当するとともに、キーパーソンとして、エネルギー分野で豊富な実績を有する教員が中心となって構想の具体化を担うイメージであり、職位に係わらず、若くて優秀な研究者で大型のプロジェクト（補助金）を持っている者等が参画している。

同じエネルギー分野といえどもそれぞれが研究分野を持っているが、この事業においてはデザイン、数学、経済学などの研究者が横串となりエネルギーの研究をつなぐことにより、

社会実装を見据えた研究プロジェクトを推進することとしており、この点が総合大学である九州大学の特徴として挙げられる。

なお、この大学改革活性化制度は、国立大学法人評価委員会から「業務運営の改善及び効率化」において「特筆すべき進捗状況」（H23）として高く評価されている。

(3) 教員の評価

「九州大学教員活動評価」制度の実施について基本方針を定め、それに基づき3年を周期として、教員活動評価を実施している。

制度の趣旨としては以下のとおり。

- 教員と教員が所属する部局が、活力のある教育研究等活動に取り組むことは、世界最高水準の研究教育拠点となること。
- まず教員自らが教育研究等の状況を点検・評価し、向上を目指すこと。
- 教員と部局によるこの取組により、総長及び理事等が各部局の状況を把握し、大学全体の施策の検討を行うことが可能になるとともに、社会における本学への理解を深めること。
- 各部局は部局の特性に配慮した評価を実施すること。

評価の実施にあたっては、教員が「教員活動評価支援システム」に自らの活動内容を入力することとしている。これについては、後述のように、他のシステムとの連携、統合を進め、効率化・省力化を図っている。

評価結果の人事査定的な評価への利用は、部局の判断で行い、部局毎に積極的な利用方法について検討を進めている。

4.1.4 研究開発評価の実施体制

(1) 評価実施体制

大学評価に関する重要事項を審議するため大学評価委員会（委員長＝総長）が設置されており、その傘下に、以下の3つの委員会を置いている。また、大学評価専門委員会の傘下に、法人評価部会や認証評価部会が適宜設けられる。

- 大学評価専門委員会（委員長＝理事、副学長または副理事）
- 教育活動評価委員会（委員長＝理事）
- 部局評価委員会（各部局の活動の点検・評価）

大学評価委員会の審議事項としては、主に以下の6点がある。

- 九州大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の評価に関すること
- 国立大学法人評価に関すること
- 認証評価に関すること

- 大学評価情報システムに関すること
- 各学府、各研究院、各学部、基幹教育院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、各学内共同教育研究センター、情報基盤研究開発センター及び学術研究・産学官連携本部における評価活動の総括に関すること
- 大学評価に係る報告書の作成および公表に関すること

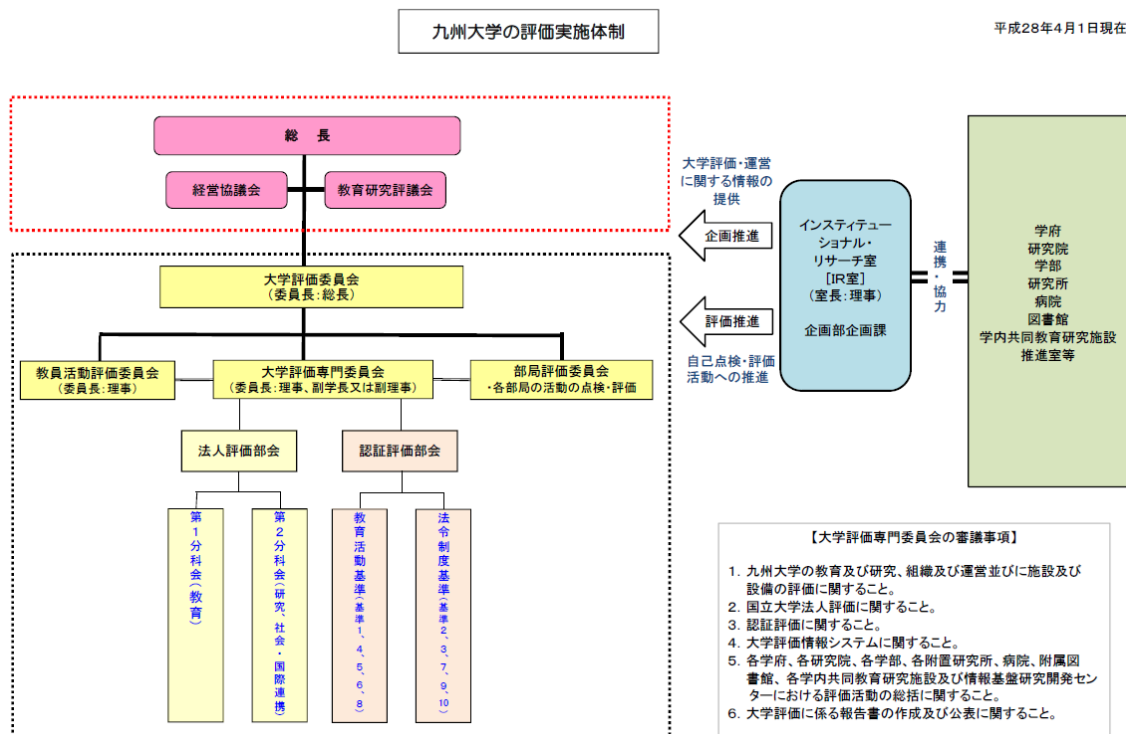


図 4-2 九州大学の評価実施体制

出所) 九州大学企画部企画課資料

(2) インスティテューショナル・リサーチ室（IR 室）

九州大学のインスティテューショナル・リサーチ室（IR 室）（室長＝理事）は、IR 情報を一元化する仕組の構築とそれを活用した迅速大胆な機能強化改革を行い、点検・評価活動を推進するため、旧大学評価情報室を発展的に改組し、平成 28 年 4 月に設置されたものであり、以下の業務を行う。

- 総長等の大学執行部の意思決定に資するための大学運営に係る情報の調査・収集・分析及び提供
- 点検・評価活動、計画の策定及び推進への支援
- IR 室関連システムの設計・開発及び管理・運営

「インスティテューショナル・リサーチ室(IR室)」

IR情報を一元化する仕組みの構築とそれを活用した迅速大胆な機能強化改革を行い、点検・評価活動を推進するため、大学評価情報室を発展的に改組し、IR室を設置。(平成28年4月)

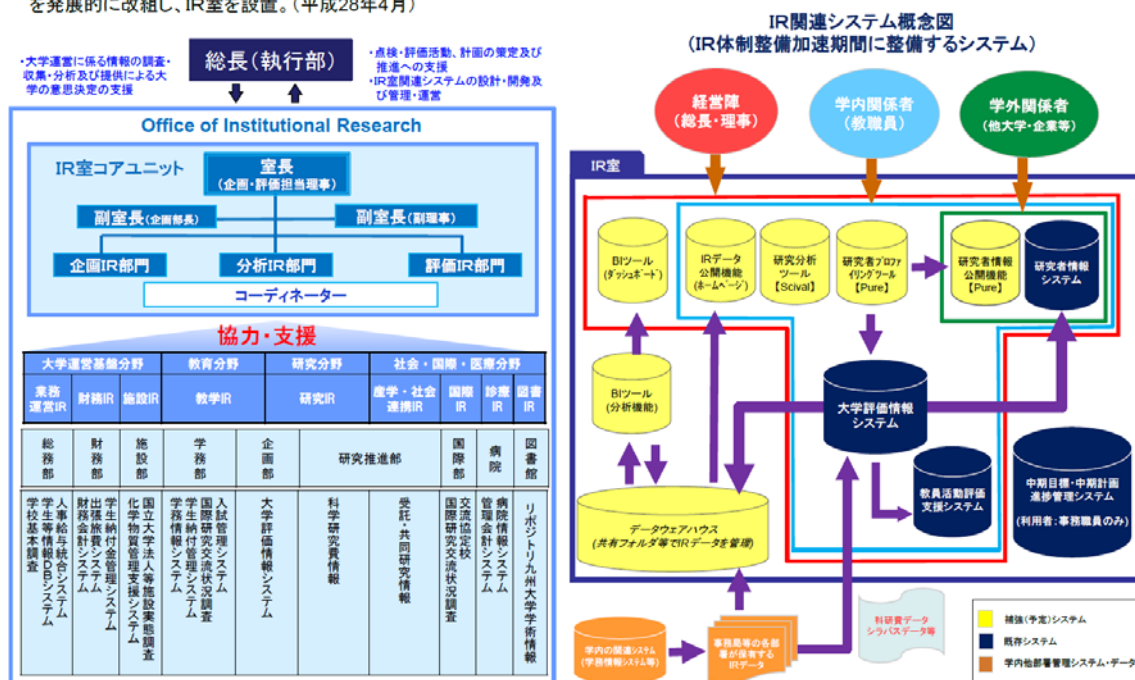


図 4-3 九州大学のインスティテューショナル・リサーチ室 (IR 室) の体制

出所) 九州大学企画部企画課資料

4.1.5 評価制度運用の改善

(1) 研究開発評価の効率化・省力化の取組

大学全体として、法人評価、認証評価に対応するとともに、教員活動評価を実施しており、相互に関連する情報をうまく利活用しながら評価を進めようとしている。また、法人評価、認証評価、教育活動の評価について大学全体、部局等の重層性・階層性を考慮に入れて実施している。

評価作業の効率化・省力化に取り組んでいる事例として、以下のものがある (平成 29 年 3 月 9 日大学評価専門委員会決定、平成 29 年 3 月 21 日教員活動評価専門委員会決定)。

1) 教員活動評価と法人評価に係る取組時期を揃え、連動化

- 教員活動評価は、評価期間を 3 年間として、平成 20 年度以降実施してきたが、他の評価の取組と連動したものはなかった。
- 各種評価の取組をより分かりやすく実効性のあるものにし、データ入力上の教員の負担軽減を図るため、教員活動評価と法人評価に係る取組時期を揃え、連動化させる。
- 具体的には、「第 3 回教員活動評価」の評価期間 (平成 26~29 年度の 3 年間) を 1 年延長する。

- ✓ 「第3回教員評価」(期間：H26～29年度) ⇒ 収集情報を H32 年度の「法人評価(暫定)」に活用
- ✓ 「第4回教員評価」(期間：H30～32年度) ⇒ 収集情報を H34 年度の「法人評価」に活用

法人評価・認証評価・教員活動評価の取組イメージ(第3期)

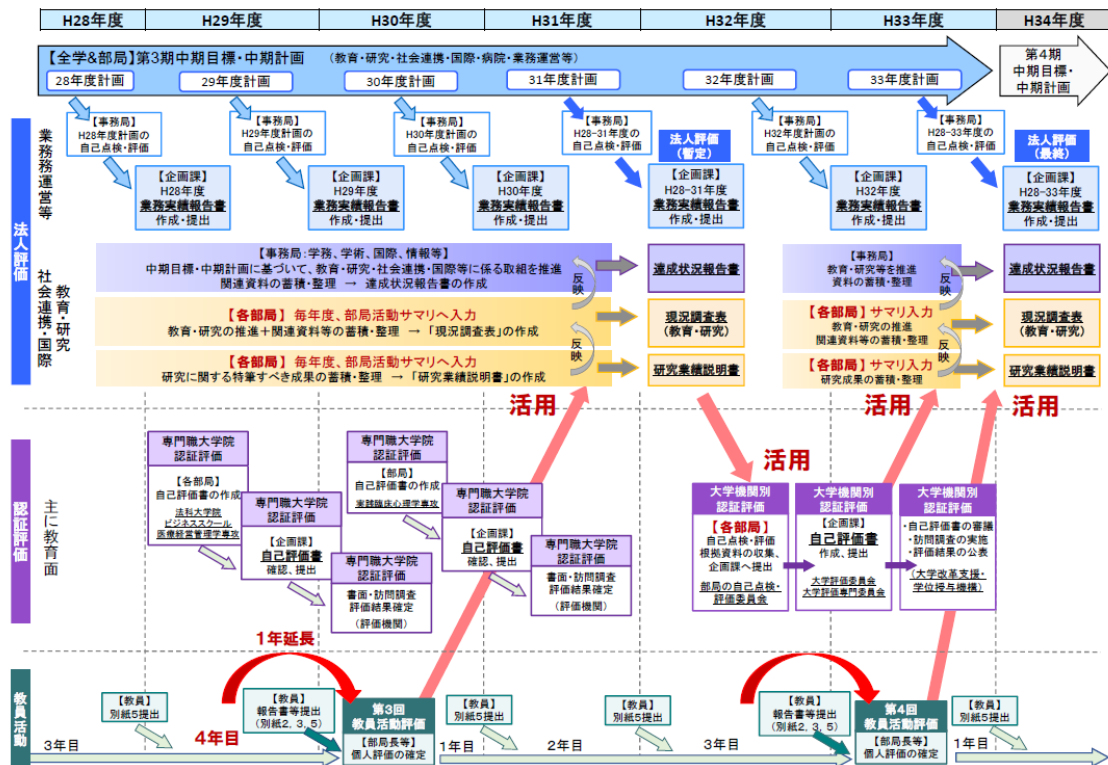


図 4-4 九州大学の法人評価・認証評価・教員活動評価の取組イメージ(第3期)

出所) 九州大学企画部企画課資料

2) 「教員活動評価支援システム」と「大学評価情報システム」の入力時期の統合、さらに両システムの統合

- 教員活動評価支援システムにおける「年度活動報告書」等の入力と、大学評価情報システムの「部局活動サマリ」の入力等を別々に依頼していたものを一本化する(平成30年度)。
- さらに、各種評価の入力作業を連動化させ、教員の利便性を向上させるため、両システムを統合する(平成30年度)。具体的には、2つのシステムを「PDCAレポート(仮称)」に統合し、別々に行っていた入力作業を1つのシステム内で完結させる。
- なお、大学評価情報システムは、外部への情報発信を行う「研究者情報」ウェブサイトとも連動している。

2. 各種取組とシステムを連動化(平成30年度～)

システム	取組	主体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
PDCA レポート (仮称)	①教員活動評価 ②部局活動サマリ ③入力状況調査 3つの取組を一度の依頼に集約 3つの取組を連動して入力できるようにシステム改修 → 新たなPDCAレポート(仮称)へ統合! (教員) ○毎年、年度活動報告書(別紙5)を入力し、その後、研究・国際・社会貢献等の顕著な業績(SS,S)を入力 ○教員評価期3年終了後は、計画(別紙1)と、その他評価書(別紙2, 3)も入力 ○企画課にてPDCAレポート(仮称)への入力状況を調査(7/1時点) (部局長) ○毎年、教員が別紙5と顕著な業績(SS,S)を入力した後、部局長は、部局活動サマリを入力(部局の顕著な業績を選定 & 自由記述) ○教員評価3年終了時は評価書(別紙4)を入力 ○企画課にて部局長がサマリを入力していることを調査(9/1時点)	教員				依頼・通知 7/1調査 毎年:別紙5, 顕著な業績 3年終了時のみ:別紙1, 2, 3 毎年:入力状況調査				
		部局長				3年終了時のみ:別紙4 9/1調査 毎年:部局活動サマリ 毎年:入力状況調査				

図 4-5 「教員活動評価支援システム」と「大学評価情報システム」に教員等が入力する時期の統合後のイメージ(仮称「PDCA レポート」)

出所) 九州大学企画部企画課資料

(2) 研究力の診断、研究関連情報の活用

九州大学では、研究分析・研究者プロファイリングツールとして、エルゼビア社の「SciVal (サイバル)」、「Pure (ピュア)」(基幹ソースは Scopus) を導入し、利用を開始した。これらは、国内外における部局や各教員の研究分野の動向や研究力の把握、それらの可視化、さらには研究成果の発信を行うことによって、九州大学の国際競争力の向上に繋げることを目的として、IR 室長(理事) 主導の下導入したものである。

「SciVal」は、平成 28 年 8 月に運用開始したもので、①各教員自身の研究領域・グループや所属機関の被引用数の表示といった研究パフォーマンス分析、②他機関や他の研究領域との相対的な比較(ベンチマーク)、③他機関等との共同研究状況の把握や新たな共同研究の可能性探索、④各研究領域の最新トレンドの把握、等が可能である。

「Pure」は平成 29 年 3 月に運用開始したもので、研究者ごとにプロファイリングして、①被引用数をはじめとした研究インパクトの表示、②研究者固有のキーワード群のマッチングによる将来の国際共同研究者の探索、③部局の国際的な研究活動状況のグラフィック表示、等が可能である。

なお、「Pure」の論文情報は、今後、「PDCA レポート(仮称)」の研究情報、論文情報として自動的にデータ連動させる予定である。

4.1.6 研究開発評価指針の活用状況、課題等

(1) 評価の負担感

文部科学省の研究開発評価指針については、担当部署は認知しているが、大学全体に十分認知されているかについて把握できていない状況である。

九州大学は、従前より、法人評価、認証評価、教員活動評価に加え、毎年度行う自己点検・評価や、全部局に対するヒアリング（「5年目評価・10年以内組織見直し制度」）による定期的な点検評価も行っている。仮に、国が新たな評価の導入を検討するのであれば、負担軽減のための既存の評価制度の見直しについて、多くの大学から要望されることが予想される。

例えば、認証評価と法人評価には多くの類似した評価項目があることから、共通に使用できる資料は共有化するなど、文部科学省関連の評価だけでもスリム化の検討の余地があると考えられる。

4.2 国立研究開発法人理化学研究所¹²

4.2.1 機関の概要

理化学研究所は、1917年（大正6年）に財団法人として創設され、戦後、株式会社科学研究所、特殊法人時代を経て、平成15（2003）年10月に文部科学省所轄の独立行政法人理化学研究所として再発足した。平成27（2015）年4月に、法人格が国立研究開発法人となり、さらに、平成28（2016）年10月に特定国立研究開発法人に指定された。

同研究所は、日本で唯一の自然科学の総合研究所として、物理学、工学、化学、計算科学、生物学、医科学などに及ぶ広い分野で研究を進めている。

現在、理化学研究所は、第3期中長期目標の期間（平成25～29（2013～2017）年度）中にある。

(1) 組織等

理化学研究所の研究組織等としては、「基盤センター」、「戦略センター」、「主任研究員研究室等」がある。

基盤センターは、最先端研究基盤施設の整備・開発を進めるもので、例えば、バイオリソースセンター、放射光科学総合研究センター等がある。

戦略センターは、社会の必要に応じた集中的・戦略的研究を推進するもので、例えば、革新知能統合研究センター、脳科学総合研究センター等がある。

これら以外に主任研究員制度がある。主任研究員は、優れた研究業績、高い研究指導力及び科学者としての見識を有し、今後とも卓越した成果を出すことが期待されており、新たな

¹² 国立研究開発法人理化学研究所経営企画部評価推進課に取材をさせていただいた。

分野の創生等を目指した研究開発を行うことを使命とされている。理化学研究所には、主任研究員は 39 名ほど在籍しており、それぞれが独立した研究室を持ち、配下にセンターの各研究室よりも規模が大きい組織もある。

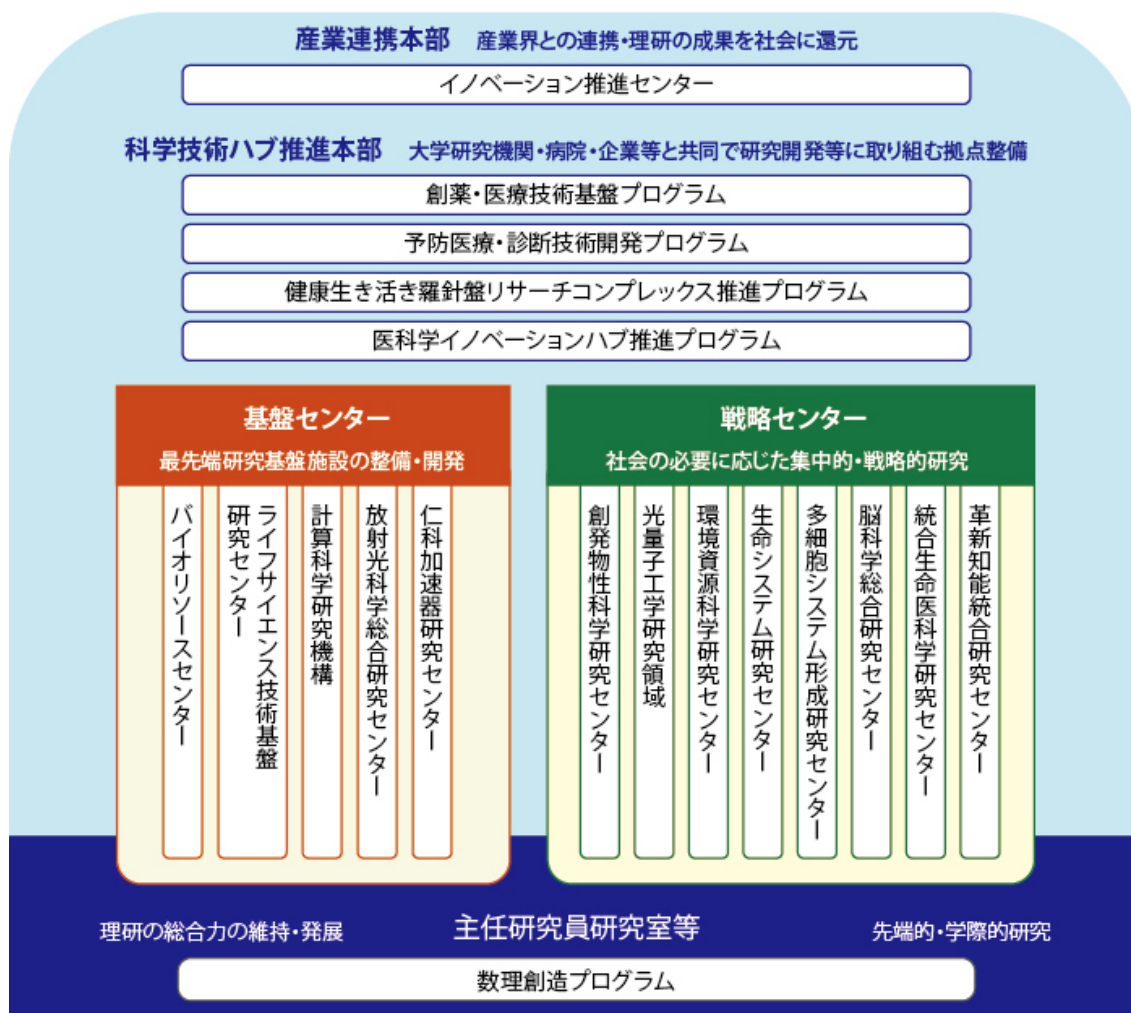


図 4-6 理化学研究所の研究活動の概要

出所) 理化学研究所ウェブサイト

(2) 研究開発活動

理化学研究所の各センターは、センター長に大幅な権限があり、組織そのものがプロジェクト（研究課題）と重なっている。

なお、競争的資金は各研究室において獲得することができる。理化学研究所において競争的資金の獲得は上長の承認は必要であるが、他の研究所の研究員と組むことに関しては寛容である。

4.2.2 研究開発評価の方針

(1) 業務の実績に関する評価、研究開発等の評価

理化学研究所においては、大きく分けて、次の2つの評価が実施されている。

- 業務の実績に関する評価
 - ✓ 「独立行政法人通則法」に基づく主務大臣による独立行政法人評価
- 研究開発等の評価
 - ✓ 理化学研究所「研究開発等評価実施規定」に基づく評価

後者は、「国の研究開発評価における大綱的指針」「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を踏まえ、理化学研究所「研究開発等評価実施規定」に基づいた研究開発評価を実施しているものである。具体的には、

- 理化学研究所アドバイザー・カウンシル (RAC)
- 研究センター等のアドバイザー・カウンシル (AC)
- その他、評価委員会

がある（詳細は後述）。

なお、理化学研究所の評価制度は、国の「研究開発評価の大綱的指針」が策定される前から作られてきており、伝統的に継続されてきた。

(2) 評価制度の特徴

理化学研究所の評価制度の特徴としては以下の2つがある。

1) 被評価者にインセンティブがあるような評価制度であること

被評価者に無理に押し付けるような評価制度ではなく、被評価者が評価を受けてみたいと思わせるような内容にすることで実効性が高まると考えている。

RACやACでは、センター長やPIが抱えている問題に対して、評価者から問題解決のためのアドバイスを受けられることを重視して運営している。

2) PDCAが最適にまわせるように考慮された評価制度であること

評価制度は、PDCAをまわすことを最終目標に据えて設計している。

研究開発課題の絞込みやセンターにおいて重要性が低下した研究を終了するよう評価を受け、実際に終了させる研究もある。

4.2.3 実施している研究開発評価

(1) 評価の種別

理化学研究所の「研究開発等評価実施規定」では、次のような評価種別を位置づけている。

- 研究開発施策の評価（第2章）
- 機関評価（第3章）
 - ✓ 研究所運営全般を対象とした評価（第6条第1号）⇒理化学研究所アドバイザリー・カウンシルが実施
 - ✓ センター等の運営全般を対象とした評価（第6条第2号）⇒アドバイザリー・カウンシル（センターごとに設置）が実施
 - ✓ 事務業務の運営全般を対象とした評価（第6条第3号）⇒理化学研究所事務アドバイザリー・カウンシルが実施
- 研究開発課題等の評価（第4章）
 - ✓ 次のいずれかにより実施するものとする。（第12条）
 - 研究開発課題等毎に、当該研究分野の専門家を評価者として選任し、書面審査、ヒアリング審査、視察等の方法により、実施する。（第12条第1号）
 - アドバイザリー・カウンシルにおいて実施する。（第12条第2号）
 - 研究開発の単位となる研究グループ、研究室等の単位組織の長に対する業績評価において、実施する。（第12条第3号）
 - 研究センター等において別に定める方法により、実施する。（第12条第4号）
- 研究者等業績評価（第5章）

以上の実施規定に基づき、次のように評価を実施している。

- 理化学研究所アドバイザリー・カウンシル（RAC）
 - ✓ 研究所全体の研究運営等の評価を実施。
 - ✓ 委員の半分以上が外国人から構成される。
 - ✓ 中長期目標期間（従来5年間）に2回開催。
- 研究センター等のアドバイザリー・カウンシル（AC）
 - ✓ 各機関（センター等）の研究活動等の評価を実施。
 - ✓ 委員の3分の1以上が外国人から構成される。
 - ✓ RACの開催の概ね半年前に開催する。
- 課題ごとの評価委員会等
 - ✓ 研究課題等の分野の専門家による事前評価及び事後評価並びに5年以上の期間を有する研究課題等については、3年程度を一つの目安とした中間評価を実施。

- ✓ 評価は、上記の AC が行っているほか、専門的・横断的課題については個別に評価委員会を組織している。
- 研究者等業績評価（各研究者単位）
 - ✓ 研究主宰者（PI（Principal Investigator）は、定期的に国際水準の評価を受ける（通常は、研究課題等評価と同時に行われる）。PI でない研究者は、PI 等による評価を受ける。
 - ✓ 評価結果は、年俸、昇進等に反映される。

以下にそれぞれの詳細を記載する。

(2) 理化学研究所アドバイザリー・カウンシル（RAC）による評価

1) RAC の概要

理化学研究所アドバイザリー・カウンシル（RAC）は、研究所全体の運営について機関評価を行う。RAC のメンバーの半分以上は外国人から構成される。RAC は、平成 5（1993）年に開始され、平成 28（2016）年 12 月に第 10 回を実施した。

RAC は、中長期目標に基づいて運営するため、評価活動を 5 年（中長期目標の期間）に 2 回開催している。5 年間の 1 回目の評価が中長期目標の中間評価、2 回目が事後評価及び来期の中長期目標事前評価として実施している。

2) RAC の運用

平成 26（2014）年度に、第 9 回 RAC を実施した。これは、第 3 期中長期計画に即して研究が適切に実施されているかを確認する中間評価として実施したものである。

平成 28（2016）年度には、第 10 回 RAC を実施した。これは、平成 30（2018）年度から第 4 期中長期目標期間に入るにあたり研究開発の進捗を確認する目的で第 3 期の研究開発に関するレビューを実施したものである。議長は、ロンドン大学教授であり、元英国医学リサーチ・カウンシル議長の Colin Blakemore 氏が務めた。

委員の人数は、第 9 回が 18 人、第 10 回が 13 人であった。人選は、地域、分野間のバランス等を考慮しており、理化学研究所では大規模に研究が行われていない分野（数学など）も含めて全分野をカバーしている。

3) RAC における諮問事項及び評価結果

第 10 回の RAC では、理事長から以下の事項を RAC に諮問した。

- ① 第 9 回 RAC からの提言に対する理研の対応を評価する。
- ② 第 4 期中長期計画に向けて、理研が新たに取組むべき研究開発の方向性について提言する。

- ③ 以下の科学力展開プランを通じた研究成果の最大化に向けた取組が順調に進められているかを評価するとともに、今後取組むべき課題について提言する。○研究開発成果を最大化する研究運営システムを開拓・モデル化する
- ✓ 至高の科学力で世界に先んじて新たな研究開発成果を創出する
 - ✓ イノベーションを生み出す「科学技術ハブ」機能を形成する
 - ✓ 国際頭脳循環の一極を担う
 - ✓ 世界的研究リーダーを育成する
- ④ 我々は、社会的課題の解決に必要とされる研究開発のうち、既に理研が実施している研究分野以外で今後着手すべき分野があると考えている。この観点から理研が今後取り組むべき新たな研究分野、もしくは目指すべきターゲットを提言する。

これに対して、以下のような提言がなされた（一部を抜粋。原文は英語であり以下は理化学研究所において仮訳したもの）。

a. 諮問事項 1 「第 9 回 RAC からの提言に対する理研の対応を評価する。」について

- 理研の科学の質は世界最高レベルを維持しており、そのことは従来成果発表・引用件数の指標のみならず、センターの各アドバイザー・カウンシルに共通する熱心な評価にもよく表れている。世界の一流科学者で構成された各アドバイザー・カウンシルは、センターの状態について信頼できる評価を理研に提出している。それらの評価は、難しい財政状態や組織変革を迫られていながらもそれに負けない理研の科学の強みと影響力に対する称賛に溢れるものであった。
- 幅広い科学分野の強みと世界の先端を行く技術基盤を備えた理研には、分野横断型研究を行う豊富な機会だけでなく、健康・医療分野におけるイノベーションを目指した橋渡し研究、そして技術開発の新しい展開の機会を見つけそれを育む環境が整っている。
- 多くの場合、理研内で利用可能な技術の基盤と基盤施設は世界最高に位置する。理研のセンターの研究者は定期的に超一流学術誌に研究結果を発表し、出版論文はそれぞれの分野で有数の引用回数を誇る。また、理研の独立した研究室と主任研究員も基礎科学の多彩な分野で創造性が高く成功するプログラムを追求し、国際的に認知されている。

b. 諮問事項 2 「第 4 期中長期計画に向けて、理研が新たに取組むべき研究開発の方向性について提言する。」について

- 生命科学系センターの戦略
 - ✓ データ科学、人工知能、エピジェネティクス、一細胞の理解とシミュレーション、加齢の研究といった重要分野に関する理研全体の横断プログラムは、センター同

士が協力し相乗効果を生み出す手段となる前向きな施策であると考えてることに同意する。

- ✓ 医学生物学系の橋渡し研究への貢献の展開に向けて、我々は、専任の臨床橋渡し研究を担当する役員の任用を検討することを理研に提言する。
- ✓ 理研には、臨床分野との強固な絆を作ること、そして生命医学分野の橋渡し研究に十分に貢献できる財源を確保する努力をすることを強く提言する。 等
- 物理、物質科学、数理科学系センターの戦略
 - ✓ 今後ともセンターや独立した研究室同士の創造的交流、そして大学のグループや産業界の研究プログラムとの共同の取組を推進していくことを提案する。
 - ✓ 大規模データセットの発掘と解析に焦点を当てたデータ科学研究は、理研にとって重要かつ時宜を得た新しい投資分野である。 等

c. 諮問事項3「以下の科学力展開プランを通じた研究成果の最大化に向けた取組が順調に進められているかを評価するとともに、今後取組むべき課題について提言する。」について

- 無期雇用職員と任期制職員の割合を注意深く修正し、それによって理研ならびに理研の職員に最大の利益がもたらされ、優秀な人材を採用・維持する可能性を高めるようにしなければならない。
- 理研は、学術的成果、技術や基盤の提供、知的財産の創出という指標のどれをとっても世界の一流研究所と遜色がない。
- 理研には、研究開発の協力関係、研究基盤の提供、知的財産開発の手配を通じて大学および産業界の研究集団と関わる力の育成を継続することを奨励する。
- 他国から優秀な研究者を集めるという点ではある程度の進捗が見られるが、世界各国から特に女性の研究者を採用する取組を強化すると良いだろう。
- 世界の同様の研究所に匹敵するレベルの国際化を実現するにはさらに努力を重ねる必要がある。

d. 諮問事項4「我々は、社会的課題の解決に必要とされる研究開発のうち、既に理研が実施している研究分野以外で今後着手すべき分野があると考えている。この観点から理研が今後取り組むべき新たな研究分野、もしくは目指すべきターゲットを提言する。」について

- 基礎研究志向が依然として強く、それと比較して医学生物学の橋渡し研究とイノベーションの活動が少ないことがはっきりと分かる。理研の至高の物理、化学、物質科学の研究実績と工学のイノベーションと応用技術の開発の格差にも同様の傾向が見られる。

- 理研には臨床試験や前臨床の医薬品開発を独自に行う資源や基盤がないため、基礎生命科学の重要分野の力を存分に活かしイノベーションへと変換するには大学や産業界で協力相手を探し戦略的提携をする必要がある。

4) RAC の実施上の負荷等

RAC の実施に当たっては相応の負荷がかかるが、理事長としても貴重な意見を聞ける場であること、世界の目で見ても理化学研究所の立場を把握する必要があることから、理化学研究所として RAC の重要性を認識している。

RAC の会議は 2、3 日で実施する必要があるため、委員に理化学研究所が実施している全ての内容を理解していただくことは難しい。資料として英文の White Paper (150p 相当) を作成しており、理化学研究所の全体像を説明できるよう努力をしているが、完全にそれを達成できているとは言い難い面がある。

(3) 研究センター等のアドバイザー・カウンシル (AC) による評価

1) AC の概要

理化学研究所では、各研究センターが主たる研究開発を推進しており、センターごとに、アドバイザー・カウンシル (AC) が評価を実施している。評価は、RAC の開催の概ね半年前に行う。

AC は、各研究センターの機関評価と研究課題の評価を実施する。

2) AC の運用

a. 評価者

AC の評価委員は、研究センターの規模にもよるが、1 番大きいセンターの場合、評価委員 18 人で構成されている。小さいセンターでは評価委員が 6、7 人となっている。AC は主として所属する研究センターの分野の研究者が選ばれる。

研究センターがまだ立ち上がっていない分野で新たな研究を実施しようとする際には、研究戦略会議 (理事長直属の諮問機関) で事前にレビューを実施する。新たな研究センターの事前評価として位置づけで行っている。

b. センターの機関評価

センター長やセンターの幹部が課題の根本やセンターのマネジメントについて今後の方針の素案を作成する。その素案を元にセンター長が次期中長期計画について AC に説明を行い、評価を受ける。

c. 研究課題の評価

ACが存在する組織では、ACが課題評価を実施する。ACでは、各研究者がプレゼンテーションをした後に、研究課題の評価が行われる。ACが存在しない組織では、評価委員会を組織して課題評価を実施している。

ACは、研究課題の見直しを求めることもある。例えば、他の分野にも着目した研究課題を再提案するよう指摘をする等である。

d. ACとRACとの関係

ACは、RACの開催の約半年前に開催される。ACは、研究センターの評価を行い、その結果はRACで報告される。RACはACのレビューを全て確認した上で理化学研究所全体の評価を行う。

3) 第10回RAC前に開催されたACにおける諮問事項

第10回RACの開催前に開催された各センターのACへの理事長からの諮問の概要は、次の通りであった¹³。このほか、各センター長が独自にACへの諮問を行っている例がある。

- センターの研究業績と人材が国際水準を満たしているか、当該分野で世界をリードするセンターとなっているか等を評価。中長期的に採るべき方向性、さらに飛躍的に進歩するための具体的な方策を提言する。
- 理化学研究所では研究センターの存続期間を10年間に設定していることから、設立後10年たった研究センターの見直しを抜本的に行っている。抜本的な見直しをするセンターについては、見直しの方向性を提言する。
- 理事長が示した経営方針に沿ったマネジメントが適切に実施されているかを評価する。
- 研究開発法人では「研究成果の最大化」がテーマとなっている。センターの取組で「研究成果の最大化」が実施されているかどうかを評価する

(4) 研究者の業績評価

センターに所属しているPI（研究主宰者）の業績を評価する場合は、センターのACが実績を評価する。PIの配下にある一般研究員に対しては、センター長・PIが評価を実施する。

センターに所属していない独立した主任研究員は、理事長直下の組織の一員として扱われる。独立した主任研究員に対しては特別な独立した業績レビューを実施している。

¹³ 理化学研究所ウェブサイト「理化学研究所における評価の実施について」

(<http://www.riken.jp/about/reports/evaluation/>) には、各センターのACによる評価結果が掲載されている。

研究者を個別に評価する際に、PI・研究室それぞれに評価対象となるデータ（論文データ等）を提出してもらい、評価を実施しているACもある。

(5) 施策評価（独立行政法人評価への対応）

施策評価は実施規程第5条にある通り、独立行政法人評価の自己評価として実施している。独立行政法人評価は、毎年実施されている。国では、国立研究開発法人の評価を行うために、研究開発法人審議会を設置しており、研究開発法人審議会は以下の場合に主務大臣に助言する。

- 中長期目標を策定する時
- 研究計画を認可する時
- 独立行政法人評価をする時

理化学研究所では自己評価をまとめて主務大臣（文部科学大臣）に提出し、主務大臣が評価する。

研究業績の取りまとめに当たっては、目標の達成状況を示すエビデンスを研究者に提供してもらった上で事務局が取りまとめる。その後事務局が妥当性を確認し、実績報告書にとりまとめる。

4.2.4 研究開発評価の実施体制

(1) 理化学研究所アドバイザー・カウンシル（RAC）

RACは、理事長が主催し、各理事が説明を分担する。事務局は経営企画部評価推進課が務める。

(2) 研究センター等のアドバイザー・カウンシル（AC）

ACは、理事長が招集し、実質的な説明はセンター長が行う。事務局は、各研究センターの推進室が務める。評価担当理事も説明者として参加する。

(3) 研究業績レビュー

理事長が招集し、事務局は主任研究員研究室制度を運営している基幹研究推進室が務める。

4.2.5 評価制度運用の改善・工夫

(1) 研究開発評価の効率化・省力化の取組

理化学研究所では、複数のファンクションを、研究開発評価を行う会議体に持たせることで効率化を図っている。

第10回 RAC は、次期中長期計画の事前評価と現在の中長期計画の事後評価を兼ねるものとして位置づけられている。

センターの AC は機関評価と課題評価の両方を実施している。また、研究課題の事後評価と後継の課題の事前評価を同一の場で行っている。

(2) 挑戦的な研究開発の促進、若手研究者の活躍促進に向けての取組

挑戦的な研究開発の促進について評価制度上行っている取組は特にないが、チャレンジングな、特に新分野の開拓につながる研究を重点的に実施している。AC の諮問事項にも入っている。

若手研究者の活躍促進について評価制度上行っている取組は特にないが、若手の活躍促進施策は、AC 等においてプラスに評価される。一部 AC では、若手研究者からの発表を取り入れており、RAC でも次回は若手研究者からの発表を行う方向で検討している。

(3) 以前の研究開発評価の仕組みから変更した点

1) RAC,AC の実施タイミングの設定

独立行政法人制度になってから理化学研究所の研究開発評価の仕組みを変えた。独立行政法人化以前は、中長期計画期間がなかったため、その都度適切とされたタイミングで RAC・AC を実施していた。

独立行政法人化された際に、中長期計画にあわせる形で研究開発評価を体系化させた。RAC と AC の関係性もその際に整理した。

2) 研究開発評価における利害関係者の取扱いの変更

センターの AC や課題評価の委員は同分野の研究者であり、現実的には利害関係者を完全に排除するのが難しい。しかし、理化学研究所との利害関係を明示した上であれば、評価者も利害関係を踏まえた上で評価するため有益な意見を得られることもあると考えられる。

そこで、最近、利害関係のラインを明示し、やむを得ない場合においては、利害関係の報告をした上で研究開発評価に参加していただくことを明文化した。

具体的には、理化学研究所の「研究開発等評価実施規程」の第9条の2に、新たに条文(第2項)を追加した。

理化学研究所「研究開発等評価実施規程」

平成 15 年 10 月 1 日規程第 74 号（最終改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 58 号）

（利害関係者の取り扱い）

第 9 条の 2 機関評価の評価者は、特に必要と認められる場合を除き、研究所の外部の者で、かつ、第 6 条第 1 号及び第 3 号に規定する評価においては研究所に対して、同条第 2 号に規定する評価においては当該センターに対して利害関係を有しない者とする¹⁴。

2 前項の特に必要と認められる場合において、評価の対象に対して利害関係を有する者若しくはその懸念が残る者を評価者とする場合には、その理由や利害関係の内容を明確にするとともに、評価の透明性の確保に配慮し、利害関係のある部分に関する評価においては当該評価者が議決権及び発言権を持たないように取り決める等、公正性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4.2.6 研究開発評価指針の活用状況、課題等

(1) 「大綱的指針」について

「国の研究開発評価における大綱的指針」の評価の考え方は、プロジェクト（研究課題）を前提としているが、理化学研究所の各センターは、センター長に大幅な権限がある組織であると同時にそれ自体がプロジェクトであり、事前・中間・事後評価という形で研究課題評価を実施し、その結果例えばプロジェクトの途中で大幅な修正や廃止が提言されても、単なるプロジェクトと同様に取り扱うことが困難な場合がある。

(2) 文部科学省の指針について

大綱的指針及び文部科学省の指針では、「研究開発プログラム」を重視しているが、何をプログラムと捉えるか難しい面がある。理化学研究所の場合、AC の評価は「課題評価」と捉えており、プログラム評価は実施していない。

研究開発評価は、研究開発活動及び組織のマネジメントの改善をするために PDCA サイクルをまわすことを重視すべきと考えている。

(3) 独立行政法人評価への対応について

理化学研究所において中長期計画の進捗は、毎年の独立行政法人評価で確認している。

研究者からは、独立行政法人評価が負担であるという意見をもらうことが多い。研究者に対しては、独立行政法人評価が国民への説明のために必要なものだという意識付けを行っている。

一方、AC・RAC については研究者が有益な意見をもらうことができるので、AC・RAC が不要であるといった意見はあまり聞かれない。

¹⁴ 第 6 条の条文は、次の通り。「研究所の機関評価の対象は、次のとおりとする。(1)研究所の運営全般、(2)センター等の運営全般、(3)事務業務の運営全般」

5. アンケート、ヒアリングに基づくベストプラクティスのまとめ

本章では、本指針の冒頭に掲げられた5つの特筆課題に即して、アンケート、ヒアリングの対象とした研究開発機関におけるベストプラクティス（優良事例）を紹介する。

5.1 「科学技術イノベーション創出、課題解決のためのシステムの推進」に関連するもの

本指針は、冒頭の「特筆課題」で、次のような課題認識を述べている¹⁵。

- 東日本大震災によって顕在化した、社会の期待に十分応えられなかったという科学技術の課題への対応を図るため、研究者自身が社会の要請を的確に把握し、多様な専門知の結集などにより、効果的に課題解決のための研究開発を実施していくような研究開発システムの構築に向けて改革を図っていく必要がある。
- また、厳しい社会経済情勢や財政状況の中、限られた資源・財源で研究開発を行わなければならない実情を踏まえ、科学コミュニティ自らが自律的により効果的・効率的な研究開発活動を進めていくために、研究開発評価システムを再構築していく必要がある。

そして、研究開発機関における取組については、以下のことを述べている。

- （課題評価）学際・融合領域・領域間連携研究、国際連携等の横断的取組やハイリスク研究への取組を評価へ反映する。
- （課題評価）課題解決のためのシステム化を促進するため、知の探求のみならず社会ニーズに対応した知の活用を促し、成果の受渡しや成果の実用化など、社会実装に至る全段階を通じた取組を評価へ反映する。
- （研究者等の業績評価）研究開発活動の費用対効果の観点等も含め、研究者等の活動及び成果がコストに見合わないとは判断されるような場合は、研究開発活動の改善を促す措置とあわせて、改善が見込み難い場合の対処方法等についても組み込んだ研究開発評価システムを構築する。
- （研究者等の業績評価）研究者自らが研究目的と研究期間について明確に意識しながら所属機関等の使命や領域・課題等に応じた適切な目標を提示し、得られる結果の学術的意義や社会的価値を説明していく等の取組を積極的に評価し、推進する。

以上の点について、アンケート、ヒアリングから得られたベストプラクティスを挙げると次の通りである。

¹⁵ 本指針（平成27年4月改訂版）1.1より。

5.1.1 【ベストプラクティス】研究者にインセンティブを与える評価

(1) 理化学研究所（ヒアリング事例）における取組

理化学研究所では、被評価者（研究者）が評価を受けてみたいと思わせるような、被評価者にとってインセンティブがあるような評価運営を重視している¹⁶。

具体的には、RAC（理化学研究所アドバイザー・カウンシル）やAC（センターごとのアドバイザー・カウンシル）では、センター長やPIが抱えている問題に対して、評価者から問題解決のためのアドバイスを受けられることを重視して運営している。

被評価者に無理に押し付けるような評価制度ではなく、被評価者が評価を受けてみたいと思わせるような内容にすることで実効性が高まるとのことである。

(2) その他の取組

アンケートでは、以下のような取組があった。

- 機関全体の自己評価の前に、機関内の事業単位で評価に係る助言を受ける場を設けている。（研究開発法人）

5.1.2 【ベストプラクティス】研究力の自己評価のための情報収集・活用体制

(1) 九州大学（ヒアリング事例）における取組

九州大学では、書誌データベースをもとにした研究分析・研究者のプロファイリングツールを導入し、利用を開始した。これらは、国内外における部局や各教員の研究分野の動向や研究力の把握、それらの可視化、さらには研究成果の発信を行うことによって、九州大学の国際競争力の向上に繋げることを目的として、インスティテューショナル・リサーチ（IR）室長（理事）主導の下導入したものである。

IR室は、IR情報を一元化する仕組の構築とそれを活用した迅速大胆な機能強化改革を行い、点検・評価活動を推進するため、旧大学評価情報室を発展的に改組し、平成28年4月に設置されたものである。

(2) その他の取組

アンケートでは、以下のような取組があった（アンケートの自由回答部分から抜粋、以下も同様。）。

- 本学の研究力等を点検・評価するために大学情報分析室（IR室）が主体となって本学全教員の外部資金獲得状況、申請状況、論文数等、研究開発につながる指標の分析、

¹⁶ 理化学研究所の取組についての詳細は、前章のヒアリング結果を参照（以下同様。）。

可視化を実施するとともに、他大学とのベンチマーキングを行って自己点検・評価を行っている。(国立大学)

5.2 「ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等の推進」に関連するもの

本指針は、冒頭の「特筆課題」で、次のような課題認識を述べている¹⁷。

- (①ハイリスク研究や、②学際・融合領域・領域間連携研究については、) 関係者での合意ができるまでは評価基準が不明確であることや、既存の研究領域の研究開発課題(プロジェクト)に比して過度に低く評価される傾向もあることから、このような状況を改善していくとともに、ピアレビュー以外の手法を織り込んだ評価手法を設定すること等を通じて、ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究等の推進につながるような研究開発評価システムを積極的に構築していく必要がある。

そして、研究開発機関における取組については、以下のことを述べている。

- ハイリスク研究の事前評価においては、研究開発成果が技術的課題その他に大きなインパクトをもたらす可能性があるものかどうか、研究開発計画が既存の研究開発領域に変革をもたらす新たな研究開発領域を創出する可能性がある研究かどうか、想定される研究開発成果がリスクに見合っているか等を重視するとともに、研究開発課題(プロジェクト)のリーダー等がその目的を実現するマネジメント能力を有しているかについても適切に評価する。
- ハイリスク研究の研究開発実施段階においては、研究開発の進捗や諸情勢の変化等を踏まえて適時に評価を行い、研究開発課題(プロジェクト)に対する助成等の中止も含めて適切な形で目標・計画を見直す。
- ハイリスク研究の事後評価においては、挑戦的な研究開発課題(プロジェクト)が当初の目標の達成には失敗したとしても、予期せざる波及効果に大きい意味がある場合等には、次につながる有意義なものとして評定することを許容するような評価基準を設定する。
- 特定の社会的課題の解決などを目的として多様な学際・融合領域・領域間連携研究を進める研究開発施策の下で推進する研究開発課題については、目標達成への道筋や必要な技術課題群の明確化を行い、それらを踏まえた評価を行うことに十分配慮する。

以上の点について、アンケート、ヒアリングから得られたベストプラクティスを挙げると次の通りである。

¹⁷ 本指針(平成27年4月改訂版)1.2より。

5.2.1 【ベストプラクティス】研究者に果敢な挑戦を促す工夫

機関の教員・研究者、研究支援者の業績評価における「研究者の果敢な挑戦を促す工夫」について、アンケートでは以下のような取組があった。

- 目標設定における考慮：
 - ✓ 少々難しい（チャレンジ性のある）目標を設定し、自身の資質の向上や機構の発展に資するよう目標設定時に促しており、そういったものを評価できるような人事制度としている。（研究開発法人）
 - ✓ 期初に上長と面談することにより対象者の研究開発等フェーズを確認する際、エクストラサクセス（加点目標）も設定することで、研究者の果敢な挑戦を促している。（研究開発法人）
- 複数年度を対象とする評価：
 - ✓ 本学の教員個人に対する評価では、年単位としているが、評価対象期間の実績だけでは、研究等の客観的な活動状況を示すことができない場合は、必要に応じて過去3年以内の活動を評価できるようになっており、単年度で成果が出にくい研究に対して評価が不利にならないような仕組みとなっている。（国立大学）
- 評価視点への組み入れ：
 - ✓ 以下の学内支援経費を実施する際に、社会への還元を見通した上で設定した挑戦的な研究テーマを対象として評価している。・研究力強化支援経費　・研究人材育成支援経費（若手・女性・外国人）　・海外渡航支援経費（若手・一般）（国立大学）
 - ✓ 独創性・発展性・有用性・重要性の高い研究に取り組むことを評価の視点に含めている。（公立大学）
 - ✓ いわゆる伝統的な科学研究分野の壁にとらわれず、分野融合的あるいは学際的な教育・研究をチャレンジングに進めており、勢い、自然にそれが評価にも反映される仕組みとなっている。（私立大学）
- 年俸制の導入：
 - ✓ 教員の一部に年俸制を適用し、業績年俸を決定することとした。（国立大学）
- 競争的資金への挑戦の促進：
 - ✓ 科研費チャレンジ支援事業を実施し、大型研究テーマへ挑戦させるために科研費申請の支援、評価を実施している。（国立大学）
 - ✓ チャレンジングな公的研究申請を行い、失敗に終わった場合、一定評価以上ならば大学が独自に支援する。（公立大学）
- 学内アピール機会：
 - ✓ 学内の研究成果発表会において、自身の得意とする研究を学内に公表する機会を設けている。（私立大学）

- 海外派遣等：
 - ✓ 研究遂行のため、外国や国内の研究機関への研修等の推進。(国立大学)

5.2.2 【ベストプラクティス】研究開発課題の評価において、長期的視点やリーダーのマネジメント力を考慮するために工夫している点

研究開発課題の評価において、長期的視点やリーダーのマネジメント力を考慮するために工夫している点について、アンケートでは以下のような取組があった。

- 研究開発成果を最大化する研究運営システム、分野間・組織間連携の推進、将来取り組むべき方向性についての評価を含めることにしている。(研究開発法人)
- 中期目標をフローチャート化することで、最終目標であるアウトカムを意識した評価を実施している。(研究開発法人)

5.3 「次代を担う若手研究者の育成・支援の推進」に関連するもの

本指針は、冒頭の「特筆課題」で、次のような課題認識を述べている¹⁸。

- 昨今、ポストドクターや博士課程学生を含む若手研究者について、その研究活動のみならず生活基盤そのものが競争的資金等の研究開発課題の評価や機関内の研究拠点等の評価に強く左右される状況となっている。また、若手研究者の経歴・年齢・国籍などの属性は多様化している。そのため、研究開発評価も、このような若手研究者の育成・支援の推進を図るものとしていく必要がある。

そして、研究開発機関における取組については、以下のことを述べている。

- (機関評価) 博士課程における研究指導体制・環境や多様なキャリア育成の方策を評価することにより、大学等(巻末(3)参照。以下同じ。)の教育研究活動の改善を推進する。同時に、大学等が博士課程学生の修了後の進路把握を継続的に行うことを促進する。
- (機関評価) 研究開発機関等の活動状況の評価において、研究実績だけでなく、若手研究者の研究環境や各種の育成・支援方策、ポストドクターの研究開発機関等内部での位置付け、キャリアパス展開のための方針の策定や各種の取組を積極的に評価する。
- (研究者等の業績評価) 個人業績評価による若手研究者への影響を確認しながら、若手研究者が励まされ、創造性を発揮しやすくなるような評価方法を検討する。
- (研究者等の業績評価) 不適切な評価によって若手研究者を短期的に結果の出やすい研究に誘導することなく、挑戦的な研究の実施を促進するような評価方法を検討する。
- (研究者等の業績評価) 他6項目 略

¹⁸本指針(平成27年4月改訂版)1.3より。

以上の点について、アンケート、ヒアリングから得られたベストプラクティスを挙げると次の通りである。

5.3.1 【ベストプラクティス】若手研究者向けプログラム及び若手支援

アンケートでは、若手研究者向けプログラムを学内で運営している例が目立った。

- 若手研究者も応募し易い学内研究費審査制度を立ち上げており、それを積極的に利用する若手研究者を評価している。(私立大学)
- 『〇〇大学特色ある研究奨励費制度及び若手研究者奨励制度に関する規程』にて、将来的に発展性のある優れた着想を持つ研究等について優先的に採択し、若手研究者による挑戦的な研究活動を奨励している。(私立大学)
- 若手育成を目的としたプログラムの評価においては、今後の展開を重視した評価としている。(研究開発法人)
- 研究費の増額(70万円)を定め、毎年度若手研究者1名に利用させている。(私立大学)
- テニユアトラック教員の業績審査(教員任期の再任可否についての審査)や、学長裁量経費による若手研究者助成評価においては、教育研究の実績のみならず、現在実施中の研究について、その新規性、独創性、発展性等を評価している。(国立大学)

また、若手研究者への個別的支援、表彰や教員への支援において若手支援を評価することで間接的に支援する取組が見られた。

- 若手を中心に科研費の申請書書き方指南を大学全体で実施し、積極的な申請書の提出を促している。(私立大学)
- 博士課程在籍教員の学位取得のための取組も評価していた。(公立大学)
- 研究活動、産学官連携活動、研究成果のアウトリーチ活動などに対する表彰制度を設け、特に若手研究者の表彰を考慮している。(私立大学)
- 特に活発な業績発表をする若手研究者の表彰と研究支援を行っている。(公立大学)
- 複数の評価者により毎年評価し、それをフィードバックすることにより若手研究者について大学を挙げて育成・評価している。(国立大学)

5.3.2 【ベストプラクティス】研究課題評価における若手研究者の考慮、無差別化

アンケートでは、以下のような取組があった。

- 評価者が評価をつける際、若手研究者については点数に重みを付けている。(国立大学)
- 若手研究者への重点的研究費配分:学長裁量経費の中で競争的な研究資金の若手研究者の積極的な応募を促している。(国立大学)
- 職階等を考慮した研究開発の活動状況等の評価により、若手研究者を奨励する評価を実施している。(国立大学)

- 年俸制適用職員については、若手を問わず、同様の評価を実施している。(国立大学)
- 年功序列ではなく、実力本位の思いきった人事をおこなっている。(私立大学)

5.4 「評価の形式化・形骸化、評価負担増大に対する改善」に関連するもの

本指針の冒頭の「特筆課題」では、次のような課題認識を述べている¹⁹。

- (前略) 評価の頻度・負担の増大による弊害(エネルギーの消耗、研究時間の不足、評価の形骸化、徒労感の発生、研究活動への悪影響等)が発生してきている。「評価の形式化・形骸化」は「徒労」、「責任不在の評価」は「弊害」を生むことについて関係者間で認識を共有し、合理的かつ実効的な研究開発評価の在り方に向けて真剣に改善を図っていく必要がある。

そして、研究開発機関における取組については、以下のことを述べている。

- 自己評価に当たっては、客観的で信憑性の高いものとするに十分留意するとともに、(中略) 研究者側からの研究意義等についての積極的な主張を歓迎する。
- 質の高い自己評価をベースとした第三者評価や外部評価については、例えば、それぞれの研究開発段階での自己評価の正当性の観点から行うことや、会議形式での評価と書面形式での評価を適切に組み合わせるなど、多様な評価手法を検討し、評価対象や目的に応じて柔軟に合理的な評価手法を設定する。
- 評価は何らかの意思決定(資源配分、改善・質の向上、進捗度の点検、説明責任等)を行う目的のために実施される手段であることを再確認し、画一的な評価システムを形式的に導入するのではなく、その目的に応じて個々に適切な研究開発評価システムを構築する。
- 施策の立案、資源配分、研究課題の実施等の各段階において主として責任・権限を有する主体を明確化し、当該意思決定を行う主体が適切な判断等を行うために評価が活用されるべきであるとの観点から評価の在り方を再構築する。
- 研究開発に係る各種の評価システムの必要性や有効性、評価の頻度や方法の妥当性等を踏まえ、実効的かつ合理的な評価の在り方を検討するとともに、評価の質を高めるよう努める。
- 「必要性」・「有効性」・「効率性」を含め、以下のような評価の観点や項目全てについて網羅的に評価するのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価の観点や項目の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することが本質的に重要であることに十分留意する。
 - ✓ 施策やプログラム・制度との「関連性」
 - ✓ 研究の内容や成果の「質」、「独創性」、「先進性」、「新規性」
 - ✓ 資源が適正に配分され、成果がそれに見合うものであるか

¹⁹ 本指針(平成27年4月改訂版)1.4より。

- ✓ 研究活動全般の将来を十分に見据えた影響力、波及効果 等
- 他 10 項目程度 略

以上の点について、アンケート、ヒアリングから得られたベストプラクティスを挙げると次の通りである。

5.4.1 【ベストプラクティス】複数の評価の連携、効率化

(1) 九州大学（ヒアリング事例）における取組

九州大学では、法人評価、認証評価、教員活動評価など複数の評価活動を実施している。

このうち、教員活動評価は、評価期間を3年間として、平成20年度以降実施してきたが、他の評価の取組と連動したものとはなっていなかった。

これについて、各種評価の取組をより分かりやすく実効性のあるものにし、データ入力上の教員の負担軽減を図るため、教員活動評価と法人評価に係る取組時期を揃え、連動化させることとした。

具体的には、「第3回教員活動評価」の評価期間（平成26～29年度の3年間）を1年延長することとした。

(2) 理化学研究所（ヒアリング事例）における取組

理化学研究所では、数年おきに、外部評価による機関全体の評価（理化学研究所アドバイザー・カウンシル(RAC)）、各センターにおける評価（アドバイザー・カウンシル(AC)）を受けている。

理化学研究所では、複数のファンクションを、研究開発評価を行う会議体に持たせることで効率化を図っている。

- 第10回 RAC は、次期中長期計画の事前評価と現在の中長期計画の事後評価を兼ねるものとして位置づけられている。
- センターの AC は機関評価と課題評価の両方を実施している。また、研究課題の事後評価と後継の課題の事前評価を同一の場で行っている。

(3) その他の取組

アンケートでは、以下のような取組があった。

- 独立行政法人通則法に基づいて自ら行う評価（独法評価）に研究開発評価の結果を活用することで、それぞれの評価作業の重複が少なくなるよう合理化している。（研究開発法人）
- 政策評価実施時に、同一項目で研究開発評価を実施。（その他機関）

- 機関として実施する「学部・研究科等における教育研究活動の状況」に係る自己点検・評価及び「教員活動の状況」に係る自己点検・評価は、取りまとめ部署が異なるため別に実施されていたが、平成 24 年度からは同時期に実施することにより合理化を図った。また、平成 27 年度においては、自己点検・評価報告書の第 1 部を前者、第 2 部を後者の自己点検・評価結果とし、一体として本学ホームページへの掲載により公開した。(国立大学)
- 評価システムの合理化として、研究活動に関しては学術研究推進機構学術研究推進委員会が、一次点検・評価として専門的な見地からピアレビューを行い、〇〇大学評価委員会が一次点検・評価のメタ評価を行うシステムとした。(国立大学)
- 評価に要する負担が過大とならないよう、機関としての自己点検・評価は認証評価、法人評価及び大学独自の外部評価の際に、特定の組織単位(研究科)の自己点検・評価は法人評価及び大学独自の外部評価の際に限定して実施することにより、評価の統合化・簡素化等を図っている。(国立大学)
- 認証評価と自己点検評価(概ね 3 年ごと実施)の実施時期を調整し、平成 28 年度には一体実施した。(公立大学)
- 3 つの学内競争的資金(特別研究費)の目的を整理した上で、査定(評価)業務を一括して行うこととした。(公立大学)
- 内部質保証の取組として実施する「組織の自己点検・評価」と各研究 PJ の評価が重複しないよう前者のエビデンスとして後者を活用している。(私立大学)
- 学内研究費において、新規テーマについては教育研究審査委員が 1 つのテーマに対して 5 名で審査するが、継続テーマについては学術研究部長のみが審査を行うこととした。(私立大学)
- 機関として実施する評価について、第 3 期中期目標期間では、法人評価(暫定評価)と機関別認証評価を同一年度に実施するため、両評価に対応しうる独自の様式により学内の自己点検・評価を実施することとし、各部局等においてデータ収集を開始した。(国立大学)
- 教員の特別昇給等や任期制における再任審査等の人事評価において、教員個人業績データベースのデータを活用している。(国立大学)

5.4.2 【ベストプラクティス】研究開発評価にかかる情報システムの連携、効率化

(1) 九州大学(ヒアリング事例)における取組

九州大学では、教員活動評価支援システムにおける「年度活動報告書」等の入力と、大学評価情報システムの「部局活動サマリ」の入力等を別々に依頼していたものを一本化することとした(平成 30 年度)。

さらに、各種評価の入力作業を連動化させ、教員の利便性を向上させるため、両システムを統合する（平成30年度）。具体的には、2つのシステムを「PDCAレポート（仮称）」に統合し、別々に行っていた入力作業を1つのシステム内で完結させることとした。

(2) その他の取組

アンケートでは、以下のような取組があった。情報システム上において教員の研究業績を入力する作業と教員評価の作業は、連携が進んでいる。

- 本学独自の評価システム（中期計画進捗管理システム）を Web 上に構築し、計画の作成、進捗状況の確認、達成状況の報告等について、計画・評価担当課と他課のやり取りをブラウザ上で行えるようにしている。（国立大学）
- 評価システムと個人情報データベースを統合（連動）させることにより、重複入力等の負担を減らしている。（国立大学）
- 教員による自己評価から、評価者による評価、被評価者への評価結果通知まで本学データベースを活用して実施している。教員は業績の蓄積・公表のために日ごろからデータベースに業績を登録しており、それら登録済みの情報を活用した評価を実施することで評価の合理化を図っている。（国立大学）
- 教員評価に際し、教員の研究活動に係る情報を蓄積するシステム（教員情報データベース）と連携した教員評価システムを構築し、教員評価に係る評価作業の合理化を図った。（国立大学）
- 教員による自己評価にあっては、外部の学術情報データベース等から、業績情報を本学データベースに取り込むことを可能としている。また、これまで紙媒体で評価者に提出していた自己評価報告書もデータベース上で提出可能とするなど作業の省略化を図っている。（国立大学）
- 法人評価（第2期中期目標期間）の「学部・研究科等の現況調査表（研究）」の作成において、大学改革支援・学位授与機構が運用している「大学情報データベース」に提供した研究関連データ（的財産権、科研費採択実績、外部資金獲得実績等）を活用し、各学部・研究科の報告書内のフォーマット（本データにより作成した集計表等）を統一した。（国立大学）

5.4.3 【ベストプラクティス】様式等の統一、実施時期の統一、研究者の負担軽減等

アンケートでは、様式用の統一について、以下のような取組があった。

- 当機構においては、評価者の負担が軽減されるよう、評価シートにおいて項目の整理、統一等を実施している。（研究開発法人）
- 自己評価と第三者評価の資料フォーマットを統一している。（研究開発法人）
- 類似の事業については、共通の評価システム・評価組織・評価基準を活用した「審査」「評価」を実施。（国立大学）

- 研究者データベースを構築し、自己点検評価や審査基準など別々であった評価項目を統一化している。(私立大学)
- 事前評価において、〇〇事業、〇〇事業の評価の観点、様式の統一化を行った。(研究開発法人)
- 評価様式を統一し、紙ベースでの評価作業を廃止し、ウェブシステムによる評価作業に移行している。(国立大学)
- 法人評価(第2期中期目標期間)の現況調査表(研究)の体裁において、大学評価・学位授与機構研究開発部が提供した「教育・研究水準の学系別評価基準のあり方にかかる調査研究報告書 学系別の教育・研究水準の評価にかかる参考例」を参考に、各部局の報告書の構成をなるべく統一した。(国立大学)
- 機関内公募型の研究資金にかかる評価シートの統一。(公立大学)

また、評価の実施時期の統一、研究者の負担軽減について、以下のような取組があった。

- スケジュール等を作成し、合理化、省力化を図っている。(国立大学)
- 自己評価の書き方を例示することで、文書の統一化を図り、評価作業の省力化に努めている。(国立大学)
- 各項目に5段階評価を導入して省力化を図っている。(私立大学)

5.4.4 【ベストプラクティス】研究開発評価等の推進部署による支援体制の強化

アンケートでは、以下のような取組があった。

- 研究マネジメント室を新たに設置し、学内プロジェクトにおいては統合的に評価を実施するシステムを構築した。また、学内プロジェクトにおいては文書など統一することで評価の省力化を図った。(国立大学)
- 法人評価(第2期中期目標期間)の「研究業績説明書」の作成において、「教員業績情報システム」で収集・蓄積している業績データを根拠資料として各部局に提供した。また、優れた研究業績を選定するため、本学で導入しているクラリベイト アナリティクス社(旧トムソン・ロイター社)のInCitesを使い、各部局に対して、論文リスト、被引用数、トップ1%及び10%、パーセンタイル等の情報を提供した。(国立大学)

5.5 「研究開発プログラム評価」に関連するもの

本指針の冒頭の「特筆課題」では、次のような課題認識を述べている²⁰。

- 政策的に推進すべき具体的な科学技術イノベーション創出へ向けてのゴール(目標)及び時間軸が明確に設定できる場合、国民や社会が解決を必要としている具体的な政策課題について明確なゴール(目標)を設定できる場合には、今回初めて「国の研究

²⁰ 本指針(平成27年4月改訂版)1.5より。

開発評価に関する大綱的指針（平成 24 年 12 月 6 日内閣総理大臣決定）」に盛り込まれて本格的に導入される、「研究開発プログラム」のレベルで時間軸を設定し各段階での達成度目標を踏まえて評価を行うことが、研究開発施策の評価に際して効果的に機能していくものと期待される。

以上の点について、アンケート、ヒアリングでは、該当例を把握できなかった。

6. 考察と提言

6.1 現状における課題の考察

6.1.1 本指針の活用状況に関する課題

(1) 本指針の認知状況

アンケートによると、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」は、7割の大学・機関に認知されている（問 6-1 の回答、3.8.1 (1) を参照）。総研究者数ベースの集計では、85%である。

ただし、大学・機関により認知度は大きく異なっている。研究開発法人や国立大学では、9割が認知している一方で、公立大学、私立大学では6割台にとどまる。大学・機関の規模別にみると、研究者100人未満の大学・機関では、約3割が「知らなかった」と回答している。

公立大学・私立大学、小規模な大学・機関において本指針が認知されていない状況が窺える。

(2) 本指針の活用状況

1) 活用割合

アンケートによると、本指針を活用している大学・機関は、4割強である（問 6-2 の回答、3.8.2 (1) を参照）。総研究者数ベースの集計では、6割である。

大学・機関の規模が大きくなるにつれて活用している割合は高まっている。ただし、研究者500人以上の大学・機関においても、3割強が活用していないと回答しており、活用していない大学・機関が少なくないことがわかる。

本指針の活用状況についてみると、「用語等の使い方を確認する上での参考資料として活用している」場合が最も多い。

これを機関の種別にみると、研究開発法人では、機関評価、課題評価の際に活用している割合が比較的高い（それぞれ3割台）。国立大学で、課題評価、研究者の業績評価の際に活用している割合が比較的高い（それぞれ2割台）。一方、公立大学・私立大学において、機関評価、課題評価、研究者の業績評価の際に活用している割合は1割未満と低い（なお、私立大学の場合は、研究開発評価を実施していないために本指針を活用していないという回答が約半数と高い）。

2) 活用していない理由

本指針の活用状況について、活用していない機関の回答をみると（研究開発評価を実施していない、「評価指針」を読んだことがないという回答を除く）、

- 当機関で実施している評価に即しておらずあまり参考にならない
- 評価指針とは別に、自機関で評価制度を設定している

という回答が多かった（それぞれ 16%、15%）。

また、

- 「評価指針」の表現（用語、文章等）がわかりにくい
- 「評価指針」の全体構成（段落、内容の流れ等）が不明瞭で、当機関に関連する部分がわかりにくい

という回答がそれぞれ 1 割弱あった。

(3) 本指針の認知状況、活用状況のまとめ

以上をまとめると、本指針の存在は、大学・機関においてある程度認知されてはいるものの、活用割合は高いとは言えない。

その要因として、現行の指針の構成が複雑である一方、具体的にどのように取り組めばよいかは示されていないため、自機関に即した研究開発評価のあり方の参考とにしにくいことが考えられる

また、大学等においては、国立大学法人評価への対応、認証評価への対応に追われる状況あり、本指針を読み込んで活用する余裕に乏しいとも考えられる。

6.1.2 国等における機関評価、課題評価の運営に関する課題

本調査では、国等から研究開発評価を受ける立場について、大学・機関の声をアンケートで把握した。機関評価、課題評価の運営について、以下のような指摘がなされている。

(1) 機関評価についての課題（アンケート問 2-A より）

アンケートでは、機関評価に関する評価指針での記載事項のうち、「成果の最大化や多様な視点・着眼点の確保のための取組の評価」について、適切には実施されていないとの回答が多かった（問 2-A、3.4.1 (1) を参照）。

また、自由回答の記載では、

- 評価対応業務の負担が大
- 評価の重複・過剰

といった従前からの課題指摘が依然として多く挙げられた。例えば、後者について、研究開発法人からは、中長期目標期間を対象として評価するのが原則であり、毎年度 S～D の評定を付けることは過重ではないかとの指摘があった。

また、以下のような指摘も多かった。

- 評価結果の質への不満：法人間の評価にバラつきがあり、相互比較ができないこと、評価が表面的で活かさない等
- 機関の特性を踏まえた評価の要望：個々の大学における特徴を踏まえてほしい

特に、国立大学においては、法人評価、認証評価、研究開発評価における重複感（負担感）についての問題意識が強くみられた。このうち、認証評価は教育を中心としているものであるが、教育評価、研究評価を含めた大学評価全体について重複感が示されていることへの対応が課題となる。

今後、研究開発面からの機関評価の設計・実施に当たって、評価の質を高めることを特に意識した工夫が求められる。

(2) 課題評価についての課題（アンケート問 3-A より）

アンケートでは、課題評価に関する評価指針での記載事項のうち、「評価の頻度・負担の増大による弊害が発生しない」、「若手研究者に負担をかけず研究に専念させられるような評価活動」について、適切には実施されていないとの回答が多かった（問 3-A、3.5.1 (2) を参照）。

また、自由回答では、多様な指摘が挙げられた。例えば、以下のものである。

- 評価運営に関する指摘：外国人対応を充実するべき、外部資金の評価のタイミングと内部評価のタイミングのずれが問題、評価書類の様式が複雑等
- 評価視点に関する指摘：基礎研究におけるピアレビューを実施すべき、研究開発プロセスの評価をすべき等
- 評価者のあり方に関する指摘：評価者が過負担、評価者の学術的立場に左右されない評価をすべき、評価者の評価をすべき等

以上より、大学・機関の研究開発現場においては、課題評価について課題認識が依然として強いことが窺える。

6.1.3 個別機関の研究開発評価の運営における課題

研究開発評価にかかる負担感については、以前より指摘がなされているが、今回アンケート、ヒアリングでは、大学・機関において評価に係るデータ作成の連動、下位階層の評価結果を上位階層で活用する等の効率化が進んでいることを確認できた。

一方で、以下のような課題が挙げられている。

- 異なる分野の扱いに関する指摘：機関全体として自己点検・評価を行う際に、学問分野による意義や特性をどのように扱うかが課題、理系と文系との間で研究評価すべき内容が異なるが公平感のある評価とすることが課題等
- 研究者へのインセンティブ付与に関する指摘：研究者のインセンティブを高める仕組みの工夫、人事査定への反映が難しい等

- 評価におけるアドバイスについての指摘:研究課題の社会実装までが求められる中で適切に評価及びアドバイスできる人材の確保・育成が課題等
- 小規模機関における難しさについての指摘:規模が小さいためしっかりした評価体制を組みにくい等
- 学内評価における難しさ:専門化された課題については専門の研究者が1人しかおらず評価が難しい場合がある等

以上の回答をみると、研究開発評価が浸透する中で、評価の質をレベルアップさせるための課題が生じていることが窺える。

今後は、異なる学問領域の評価の扱い、評価におけるアドバイス等のあり方、小規模機関における評価の運営方法といったテーマで、関係者による意見交換、優れた取組事例の情報共有等が求められると考える。

なお、本指針の特筆課題として挙げられた「研究開発プログラム評価」については、アンケート、ヒアリングの対象とした研究開発機関等（大学等を含む）において該当事例を把握できなかった。しかし、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月、内閣総理大臣決定）では、特に留意すべき事項として「実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進」を掲げられており、今後、研究開発機関等において研究開発プログラム評価を具体的にどのように運営していくかの知見を蓄積することが課題と考える。

6.2 今後に向けた提言

アンケート、ヒアリングの結果、現状における課題の考察を踏まえて、今後の研究開発評価の改善に向けて、以下を提言する。

6.2.1 本指針のわかりやすい整理、参考資料の作成（国）

現行の指針は、冒頭に特筆課題が書き込まれた後、基本的考え方、対象別事項、配慮事項の順で構成されており、それぞれの中で評価対象別の事項（施策、課題、機関、研究者）も書き込まれている。この構成は、文部科学省の所管に関わる研究開発評価の全体像を示すには適しているが、実際に現場で研究開発評価を推進する立場からみると、自機関に関連する記述が分散して記載されていることになる。また、大学等にとっては関係のない記述（施策評価、資金配分機関における課題評価等）も多く、自機関に関連する部分がどこなのかがわかりにくい。

そこで、研究開発評価の実施者の機関種別の視点からみた再構成をするか、機関種別毎に自機関に関連する部分をわかりやすく表示したガイドブックなどの参考資料等を提供すると効果的だと考えられる。

表 6-1 本指針が想定している評価対象と記載箇所（再掲）

章	項目	全体	評価の対象				その他
			施策	課題	機関	研究者	
1章 特筆課題	1.1 システムの推進	1.1.1 全体	1.1.2 施策評価に際して	1.1.3 課題評価に際して	1.1.4 機関評価に際して	1.1.5 研究者の業績評価に際して	
	1.2 ハイリスク研究等の推進		1.2.1 施策評価に際して	1.2.2 課題評価に際して			
	1.3 若手研究者の育成等			1.3.1 課題評価に際して	1.3.2 機関評価に際して	1.3.3 研究者の業績評価に際して	
	1.4 評価の形式化等の改善	1.4.1 全体	1.4.2 施策評価に際して	1.4.3 課題評価に際して		1.4.4 研究者の業績評価に際して	1.4.5 PD, PO 制度の改善等
	1.5 プログラム評価						
2章	基本的考え方	2.1 評価の意義 2.2 適用範囲 2.3 評価システムの構築 2.4 評価者の役割 2.5 不正行為との関係 2.6 過重な負担の回避 2.7 評価人材の養成等 2.8 DB の構築・活用等 2.9 国際水準の視点					
3章	対象別事項		3.1 施策評価	3.2 課題評価 3.2.1 競争的資金 3.2.2 重点的資金 3.2.3 基盤的資金 3.2.4 その他	3.3 機関評価	3.4 研究者の業績評価	
			(上記の下位項目⇒) -.-.1 目的、-.-.2 評価とマネジメント、-.-.3 評価者、-.-.4 実施時期、-.-.5 評価方法、-.-.6 留意事項、-.-.7 評価結果の取り扱い				
4章 配慮事項	4.1 独法通則法等との関係						
	4.2 大学等における配慮事項	4.2.1 基本的考え方					
		4.2.2 対象別評価方法		4.2.2.1 課題評価	4.2.2.2 機関評価	4.2.2.3 研究者の業績評価	

出所) 同指針をもとに三菱総合研究所において整理

6.2.2 機関評価における重複感や徒労感の排除、研究者の前向きな姿勢を引き出す評価運営に向けた改善（国）

大学や研究開発機関等においては、法人評価（国立大学、国の機関の場合）、認証評価（大学の場合）への対応の負担感が大きい。また、法人評価や認証評価における評価結果の質について表面的という印象を持つ機関もあり、評価にかかる徒労感の原因ともなっている。また、法人評価や認証評価への対応を優先させるあまり本質的な研究開発評価にかけるリソース（人、時間）が少なくなってしまう懸念もある。

この問題については、大綱的指針、文部科学省における指針においても課題認識がなされ、ある程度の整理がされている（次の表に関連記述を抜粋）。このうち、文部科学省の指針は、大学における自己点検・評価、認証評価、法人評価（国立大学法人及び大学共同利用機関法人の場合）、研究開発法人等における法人評価において、研究開発評価の参考にされることを期待している。また、「関係者間で認識を共有し、合理的かつ実効的な研究開発評価の在り方に向けて真剣に改善を図っていく必要がある。」とも述べている。

表 6-2 法人評価等との関係についての大綱的指針、文部科学省指針における関連記述（下線は、三菱総合研究所において付与）

<p>国の研究開発評価に関する大綱的指針 平成 28 年 12 月 21 日 内閣総理大臣決定</p>	<p>（政策評価、独立行政法人評価及び大学等の評価との関係） 本指針による評価は、政策評価法と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。ただし、研究開発には不確実性、成果発現までの長期性や予見不可能性等の特性があり、こうした点を踏まえて評価する必要がある。 このため、本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したうえでの留意事項を示すものであり、本指針による評価の実施にあたっては、政策評価法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。また、研究開発機関等の評価のうち、国立研究開発法人等については「<u>独立行政法人通則法</u>」（平成 11 年法律第 103 号）に基づく評価、さらに国立大学法人及び大学共同利用機関法人については「<u>国立大学法人法</u>」（平成 15 年法律第 112 号）に基づく評価と整合するよう取り組むこととする。【2 ページ】</p>
<p>文部科学省における研究及び開発に関する評価指針 平成 14 年 6 月 20 日（最終改定 平成 27 年 4 月 1 日） 文部科学大臣決定</p>	<p>（はじめに（抜粋）） 研究開発機関等の評価のうち、研究開発法人等については、「<u>独立行政法人通則法</u>」（平成 11 年法律第 103 号）に基づく評価、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、その研究活動の特殊性に鑑みて、「<u>国立大学法人法</u>」（平成 15 年法律第 112 号）に基づく評価が行われるが、それに当たっては、本指針を参考とすることが期待される。</p> <p>1.4 評価の形式化・形骸化、評価負担増大に対する改善 科学技術基本法制定（平成 7 年）及び科学技術基本計画策定（平成 8 年）以降の研究開発評価に関する指針の策定等に基づく研究開発評価の本格的な導入・実施と並行して、これまでに、政策評価法に基づく政策評価（平成 13 年）、独立行政法人通則法に基づく独立行政法人評価（平成 13 年）、国立大学法人法に基づく国立大学法人評価（平成 15 年）、大学の認証評価（平成 16 年）が導入されてきたことや、研究費の基盤的資金から競争的資金等の外部資金へのシフト等により、評価の頻度・負担の増大による弊害（エネルギーの消耗、研究時間の不足、評価の形骸化、徒労感の発生、研究活動への悪影響等）が発生してきている。「評価の形式化・形骸化」は「徒労」、「責任不在の評価」は「弊害」を生むことについて関係者間で認識を共有し、合理的かつ実効的な研究開発評価の在り方に向けて真剣に改善を図っていく必要がある。</p> <p>3.3 研究開発機関等の評価 3.3.1 評価の目的 大学については、「学校教育法」に基づく自己点検・評価や認証評価が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人法」に基づく法人評価（教育研究の状況についての評価を含む）が、研究開発法人等については、「独立行政法人通則法」に基づく法人評価が義務づけられている。 これらの評価の基本となるのは、自らが実施する評価であり、<u>研究開発活動に関する評価に関しては、機関の特性等に応じて、本指針を参考に、評価の目的や評価結果の活用仕方、評価の項目・基準等を的確に設定し、実施することが期待される。</u></p> <p>4.1 独立行政法人通則法、国立大学法人法等との関係 研究開発法人等については、「独立行政法人通則法」に基づき評価を進める上で、本指針を参考とすることが期待される。</p>

	<p>大学等については、学校教育法等に規定される自己点検・評価を厳正に行う。国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人法」に基づき、国立大学法人評価委員会が業務の実績に関し第三者評価を行うが、教育研究の状況については、大学評価・学位授与機構における評価の結果を尊重することとされている。<u>これらの評価に当たっては、大学等の研究活動の特殊性に留意し、本指針を参考とすることが期待される。</u></p> <p>なお、本指針をもって新たな機関評価を行う義務が発生するものではない。</p>
--	--

出所) 両文書より抜粋

しかし、アンケート、ヒアリング結果にみるように、各種評価の重複感、負担感、徒労感が依然として強いことが明らかである。

これらのうち研究開発評価にかかる部分については、研究開発評価の担当部署を中心として、法人評価や認証評価との役割分担を再整理し、重複を排除するとともに、研究者の意欲を喚起する徒労感のない評価運営のあり方を具体的に検討すべきと考える。

そのためには、今後、以下のような活動が必要になると考えられる。

- 問題点の抽出のための現状分析：
 - ✓ 大学における研究者の視点、及び研究評価担当部署の視点からみた各種の機関評価にかかる必要業務の詳細な把握（例：特定の大学や部署をモデルとして、評価関連の作業、関係者をリストアップ、各種評価にかかる所要時間を集計し総合的に分析する等）
 - ✓ 評価実施機関、評価者における大学側が提供した情報の活用の仕方に関する現状把握（参考にしている情報、情報の読み込みの程度等）。
 - ✓ 大学側の作業と評価結果との関係についての検討（作業負担に見合う評価結果であるか等）。
 - ✓ 参考情報としての海外大学における評価実施状況に関する情報収集（複数の評価が運営されている場合の効率化、質の向上に関する工夫等について）、情報収集結果に基づく活用の検討²¹。
- 各種評価と評価作業の再整理の可能性検討
 - ✓ 各種評価における判断要素（必要性の大小、そのために必要な情報等の検討）
 - ✓ 各種評価と評価作業の再整理の可能性検討（必要性の大小、評価負担等を勘案して再整理）
- 今後の機関評価の整理のあり方に関する意見交換
 - ✓ 高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展、並びに研究開発の成果の最大化等に資する、研究開発評価の質的向上や効率化という観点からの文部科学

²¹ 例えば、米国では、IPEDS や CDS といった大学情報の標準化が進められており、公的な評価だけでなく、大学の自己評価や商業的な評価にも広く活用されている。一方、日本での大学ポートレートの公表や、法人評価の中での大学情報ウェアハウスによるデータ共有の取組は始まっているが、大学が十分に活用している状況ではない。

省内における課題共有、意見交換（研究開発評価担当、国立大学法人評価担当、独立行政法人評価担当、認証評価担当等の間で）

- ✓ 総合科学技術・イノベーション会議、日本経済再生本部等も含めた課題共有、意見交換。
- ✓ 関係の学会・団体等の中での課題共有、意見交換（例：研究・イノベーション学会、大学評価学会、リサーチ・アドミニストレーター協議会、日本高等教育学会、認証評価機関連絡協議会、関連研究者等）

これらの作業を通じて、役割に応じた各評価の重点化、研究機関の基本情報の標準化と共有など、今後のあり方を検討する必要があると考えられる。

6.2.3 より良い研究の推進のための改善や助言を重視した評価の重視（国、機関）

一般に研究開発評価における研究者の徒労感は、評価のための準備作業に手間や時間がかかるというだけでなく、評価の結果として得るものが少ないことに起因する面がある。アンケートでは、準備に手間がかかるわりに評価結果が表面的で徒労感があるとの指摘が少なくなかった。

一方、研究者等が評価を受けることで有益なコメントを得られる場合には、研究者にとっても研究評価を受けるインセンティブが働く。例えば、ヒアリング事例で紹介した理化学研究所では、理事長からの諮問に対して評価を行う形で「理化学研究所アドバイザリー・カウンシル（RAC）」を運営しており、機関の問題意識に対応した提言が得られる仕組みになっているとともに、前回の提言に対する機関としての対応も評価対象となっており、PDCAが回っている。また、センター別のアドバイザリー・カウンシル（AC）では、当該分野の専門の研究者による有益なコメントが得られることから、研究者にもインセンティブがあるとのことである。

今後の研究開発評価においては、単に目標を達成したか否か、評点を付けるといった評価だけでなく、研究者にとって有益なコメントが得られ、今後の研究活動の展開に役立つような役割として評価活動を位置づけるといった工夫も求められると考える。それにより、本来的なPDCAサイクルが回ることとなり、研究開発活動の改善、資源配分の効率化が一層進むことが期待される。

ところで、理化学研究所のACの場合には、大きな研究課題とそれに関連する研究課題の集合としてセンター等が運営され（センター長の判断による研究開発マネジメント）、それに対して当該研究課題に知見のある専門家が評価すること（外部委員を招いた自己評価）により有益なコメントが得られるという面がある。一方、大学の学部・研究科のように多種多様な研究者の集合体に対しては、そのような運営は難しい。研究開発マネジメントの仕方によって相応しい研究開発評価の仕方は変わってくる。従って、研究開発評価の質的な向上を図るためには、研究開発のマネジメントのあり方（トップダウンとボトムアップ、内部評価

の仕組等)とそれに適した研究開発評価システムのあり方を合わせて検討することが求められる。

6.2.4 機関における研究力強化、研究開発戦略と研究開発評価との連携（国、機関）

従来、研究開発評価と、機関における研究力強化、研究開発戦略の取組は、必ずしも十分連動していなかったと考えられるが、一部機関では、連携が進んでいる。

ヒアリング事例で紹介した九州大学では、平成 28（2016）年 4 月に企画部企画課のインスティテューショナル・リサーチ室（IR 室）を設け、大学評価・運営に関する情報の提供、自己点検・評価活動を推進している。この IR 室は、理事を室長とすることによって大学執行部との関係が明確化されている。また、IR 情報の一元化を担っており、書誌データベース等をもとに機関としての研究力の測定も進めている。

今日、書誌データベースとそれに付随する研究成果の分析手法や関連するサービスは急速に発展しており、それらのメリット・デメリットも十分に勘案した上で活用を検討することが考えられる。

今後は、特に研究開発を重視する大学や研究機関においては、研究開発戦略の検討に当たって、

- 研究開発評価のために収集した情報の活用
- 自機関の研究力評価のための情報収集

といったエビデンス・ベーストの取組を進めることが必要と考えられる。この実現のためには、研究開発評価を担う組織をマネジメント・意思決定過程に明確に位置づけること、必要な情報を一元化することが求められる。

今後は、優良事例の情報共有、関係者による意見交換等を進め、研究開発評価活動が機関の研究力強化や研究開発戦略にも貢献するような方向を目指すべきと考えられる。

7. 付録 アンケート調査票

本調査で実施したアンケート調査の調査票を以下に示す。

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の活用状況と課題に関するアンケート

平成 29 年 2 月

MRI 株式会社三菱総合研究所

〈はじめに〉

このたび、株式会社三菱総合研究所では、文部科学省*の委託により、「『文部科学省における研究及び開発に関する評価指針』の活用状況と課題」に関するアンケートを行うことになりました。

この調査票は、我が国の国公私立大学及び大学共同利用機関、並びに文部科学省関係の独立行政法人研究機関等(以下、本アンケートにおいて「機関」といいます)のすべてに対して送付しています。

本調査では、上記指針の活用状況を把握するとともに、課題を把握し、研究開発評価の在り方や指針の位置づけ、普及の方針等について提言を行うことを目的としています。

※担当: 文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課 評価・研究開発法人支援室 粒来(つぶらい)、村上

〈アンケートの回答方法〉

本アンケートは、郵送または電子メール返送のいずれかで回答してください。

いずれの方法も 2017 年 2 月 17 日(金)までにご返送ください。

同封の「アンケートのご回答に当たって(本調査の目的と用語の定義等)」をご一読ください。

【郵送によるご回答】

本調査票に直接記入の上、同封の返信用封筒にて返送ください。

【電子メールによるご回答】

本調査用ウェブサイト(<http://www.mri.co.jp/rdshishin/>)から調査票ファイルをダウンロードして記入し、rdshishin-support@surece.co.jp までご返信ください。

〈回答頂いた情報の取り扱いについて〉

ご回答頂いた内容につきましては、今回の調査目的に従って、統計的な分析のみに使用し、本調査目的以外の目的で利用することはありません。また、機関が特定できる形で公開されることはありません。なお、回答いただいた機関には、まとまり次第、調査結果をフィードバックいたします。

〈アンケートの目的や内容に関するお問い合わせ先〉

株式会社三菱総合研究所 経営コンサルティング事業本部 担当: 原田、齊藤

科学・安全事業本部 担当: 吉村

お問い合わせ用メールアドレス rdshishin-ml@mri.co.jp【お問い合わせ専用】

本調査用ウェブサイト(調査票ダウンロード、FAQ など) <http://www.mri.co.jp/rdshishin/>

電話 03-6705-6053 (9:30~17:00) FAX 03-3256-7471 (24 時間受付)

ご記入された方の連絡先をご記入ください

【重要】ご役職、ご氏名、ご連絡先(電話)、ご連絡先(電子メール)[※印の項目]につきましては、個人情報となりますので、別紙「個人情報のお取り扱いについて」の説明文を読み、了解、承諾された上で記入ください。アンケート内容の確認、結果のフィードバックのみに利用します。

〈ご記入欄〉

機関名			
ご所属(部署)			
ご役職*		ご氏名*	
ご連絡先(電話)*		ご連絡先(電子メール)*	

本アンケートは、特に記載がない限り、**回答日現在の状況**をお答え下さい。なお、本アンケートは、大学等とそれら以外の研究開発機関等で同じ様式を使用しています点にご留意ください。

また、ご回答いただくに際して、貴機関では、設問に応じてもっとも適切にご回答いただくことのできる部署が複数の異なるところに分かれている可能性があります。その場合には、貴機関内においてお取りまとめいただいた上で、代表する部署よりご回答いただけますと幸いです。

問1 研究開発に関する評価の実施状況について

貴機関では、研究開発^(※)に関する評価をどのように実施していますか？ 該当するものに○を付けてください。

評価種別		貴機関(及びその構成員を含む)の立場	該当例	該当するものに○	アンケート回答箇所
機関における研究開発活動に関する評価	機関全体を対象とする研究開発活動の評価	A 評価を受ける立場(被評価者)	第三者評価(法人評価)、認証評価を受けている場合	1	⇒問2-A
		B 評価を実施する立場(評価実施主体)	機関としての自己点検・評価	2	⇒問2-B
	機関内の組織単位(一部組織のみの場合含む)を対象とする研究開発活動の評価	A 評価を受ける立場(被評価者)	特定の組織単位で研究開発活動を含む評価を受けている場合	3	(設問なし)
		B 評価を実施する立場(評価実施主体)	機関内の組織を対象として、研究開発活動に係る設置、改廃、改善、業績把握等の評価をしている場合	4	(設問なし)
研究開発課題に関する評価	外部資金(但し国費に限る)によって実施している研究開発課題の評価(貴機関に所属する教員・研究者個人やグループが資金を得ている場合を含む)	A 評価を受ける立場(被評価者)	国(文部科学省等)や資金配分機関(科学技術振興機構、日本学術振興会等)による採択時の審査、実施後の中間評価、事後評価、追跡評価等	5	⇒問3-A
		B 評価を実施する立場(評価実施主体)	複数の研究開発課題を含む大型の事業の採択を受け、その中で個別課題の評価、自己評価等を行っている場合	6	(設問なし)
	内部資金(本アンケートでは、運営費交付金を含む)によって実施している研究開発課題の評価	B 評価を実施する立場(評価実施主体)	【大学等高等教育機関】学内で公募型の研究費があり採択時審査等を行っている場合	7	⇒問3-B1
			【大学等以外の研究開発実施機関】機関内で取り組んでいる研究開発課題の評価を実施している場合	8	⇒問3-B2
	研究開発資金の機関外への配分	B 評価を実施する立場(評価実施主体)	機関として競争的な研究資金、公募型の研究開発プログラム等を運営し、外部への研究資金配分をしている場合(研究開発課題の中で部分的に外部に委託や資金配分している場合を除く)	9	(設問なし)
教員・研究者等の研究開発業績に関する評価	A 評価を受ける立場(被評価者)	A 評価を受ける立場(被評価者)	国又は第三者評価機関により、機関内に所属する教員・研究員等の研究開発業績に関して第三者評価を受けている場合	10	(設問なし)
		B 評価を実施する立場(評価実施主体)	機関として、そこに所属する教員・研究者等の研究開発業績に関して自己点検・評価を行わせている場合	11	(設問なし)
		B 評価を実施する立場(評価実施主体)	機関として、そこに所属する教員・研究者等の研究開発業績に関して他者による評価を実施している場合	12	⇒問4

※ここでの「研究開発」は、「事物・機能・現象等について新しい知識を得るために、又は既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求」を指すものとします。自然科学系のものだけでなく、人文学・社会科学系のものも含まれます。いわゆる「文科系」領域のみを専門とする学部等の組織で構成される大学においてもご回答ください。

※本アンケートにおいて、貴機関に所属する教員や研究者個人が、評価委員として他の機関（資金配分機関等）において実施される研究開発評価に関与している場合は含みません。

問2 から問4 までは、問1 で○を付けたものについてご回答ください。

問5 以降は、問1 の回答状況に関わらず全機関、ご回答ください。

問2 機関における研究開発活動に関する評価について

問2-A 【評価を受ける立場として】研究開発機関等の第三者評価（法人評価）、認証評価の状況について（回答対象＝問1で選択肢1に○を付けた機関）

問2-A-1 貴機関では、機関全体を対象とする第三者評価（法人評価）、認証評価を受けるにあたり、どのような見解をお持ちですか？ 被評価者の立場として、それぞれあてはまるもの一つに○を付けてください。

分類	「第三者評価（法人評価）、認証評価」に関する実施事項	被評価者の立場としての見解 （1つだけ選択）
		1. 常に適切に実施されている 2. 概ね適切に実施されている 3. 適切には実施されていない 4. 非該当（貴機関の事業又は活動とは関連がない等）
科学技術イノベーション創出、課題解決	a. 学際・融合領域・領域間連携研究、国際連携等の横断的取組やハイリスク研究への取組が評価に反映されている。	1 - 2 - 3 - 4
	b. 知の探求のみならず社会ニーズに対応した知の活用を促し、成果の受渡しや実用化など、社会実装に至る取組が評価に反映されている。	1 - 2 - 3 - 4
若手研究者の育成・支援	c. 教育研究活動の改善を推進するために、博士課程における研究指導体制・環境や多様なキャリア育成の方策が評価されている。	1 - 2 - 3 - 4
	d. 若手研究者の研究環境や各種の育成・支援方策、ポストドクターの研究開発機関等内部での位置付け、キャリアパス展開のための方針の策定や各種の取組が積極的に評価されている。	1 - 2 - 3 - 4
	e. 優れた若手研究者、女性研究者、外国人研究者の研究代表者としての積極的な登用など、成果の最大化や多様な視点・着眼点の確保のための取組が積極的に評価されている。	1 - 2 - 3 - 4

問2-A-2 貴機関が、第三者評価（法人評価）、認証評価を受けるにあたり、被評価者の立場として課題や問題だとお考えのことがあれば記載ください。（自由回答）

問2-B 【評価を実施する立場として】研究開発機関等の自己点検・評価の状況について
(回答対象=問1で選択肢2に○を付けた機関)

問2-B-1 貴機関では、機関全体を対象とする研究開発活動の自己点検・評価として、どのような評価を実施または検討していますか？ 評価実施主体の立場として、それぞれあてはまるもの一つに○を付けてください。

分類	「自己点検・評価」に関する実施事項	実施または考慮の状況 (1つだけ選択)
		1. 実施している(一部でも) 2. 実施していないが、過去に実施していた 3. 過去に実施したことはないが、今後実施を検討している 4. 過去に実施しておらず、検討もしていない
評価者の選定	a. 国際競争・協調の観点や研究開発水準の国際比較等の観点から評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
	b. 評価の実施にあたり、必要に応じて海外の研究者等に評価への参画を依頼している。	1 - 2 - 3 - 4
評価実施主体間の連携	c. 異なる階層の組織単位で機関評価が行われる場合には、評価項目を一致させるなど各評価実施主体が連携している。	1 - 2 - 3 - 4
機関長の評価	d. 機関運営において、評価結果を責任者たる機関長の評価につなげている。	1 - 2 - 3 - 4
科学技術イノベーション創出、課題解決	e. 学際・融合領域・領域間連携研究、国際連携等の横断的取組やハイリスク研究への取組を評価に反映している。	1 - 2 - 3 - 4
	f. 知の探求のみならず社会ニーズに対応した知の活用を促すために、成果の受渡しや実用化など社会実装に至る取組を、評価に反映している。	1 - 2 - 3 - 4
若手研究者の育成・支援の推進	g. 教育研究活動の改善を推進するために、博士課程における研究指導体制・環境や多様なキャリア育成の方策を評価している。	1 - 2 - 3 - 4
	h. 若手研究者の研究環境や各種の育成・支援方策、ポストドクターの研究開発機関等内部での位置付け、キャリアパス展開のための方針の策定や各種の取組を積極的に評価している。	1 - 2 - 3 - 4
	i. 優れた若手研究者、女性研究者、外国人研究者の研究代表者としての積極的な登用など、成果の最大化や多様な視点・着眼点の確保のための取組を積極的に評価している。	1 - 2 - 3 - 4

問2-B-2 貴機関による、機関全体を対象とする研究開発活動の自己点検・評価において、特徴的な取り組みがあれば記載ください。(自由回答)

問3 研究開発課題に関する評価について

問3-A 外部資金によって実施される研究開発課題に関する評価の状況について (回答対象=問1で選択肢5に○を付けた機関)

問3-A-1 貴機関では、機関外からの公的研究資金(国費^{※1})に限ります。ただし、運営費交付金は含みません)によって実施している研究開発課題^{※2}について、資金配分機関からの評価を受けるにあたり、どのような見解をお持ちですか？ 被評価者の立場として、それぞれあてはまるもの一つに○を付けてください。回答にあたっては、当該研究開発課題に係る研究開発制度・事業の中から貴機関において代表的なものを想定し、それを念頭に置いてご回答ください。

想定した研究開発制度
(資金配分機関名、制度名称)

※1 国費とは、国の府省、国の研究資金配分機関(例:日本学術振興会(JSPS)、科学技術振興機構(JST)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)等)からの研究助成または委託を指します。

※2 機関に所属する教員・研究者個人やグループが資金を得ている(助成、委託等)場合を含みます。

分類	「外部資金によって実施される研究開発課題の評価」に関する実施事項	被評価者の立場としての見解 (1つだけ選択)
		1. 常に適切に実施されている 2. 概ね適切に実施されている 3. 適切には実施されていない 4. 非該当(貴機関の事業又は活動とは関連がない等)
評価の実施時期	a. 優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる研究開発課題については、その終了後も次の競争的資金等により切れ目無く研究開発が継続できるよう配慮して評価の実施時期が設定されている。	1 - 2 - 3 - 4
留意すべき事項	b. 基礎研究については、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意されて、評価が実施されている。	1 - 2 - 3 - 4
	c. 試験調査等の研究開発の基盤整備的な役割を担うものについては、個々の性格を踏まえた適切な評価方法で評価が実施されている。	1 - 2 - 3 - 4
科学技術イノベーション創出、課題解決	d. 論文発表数や論文被引用度などの論文至上主義に偏しすぎない評価指標に基づく評価が実施されている。	1 - 2 - 3 - 4
ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等	e. ハイリスク研究の事前評価において、研究開発成果が技術的課題その他に大きなインパクトをもたらす可能性があるものかどうか、研究開発計画が既存の研究開発領域に変革をもたらす新たな研究開発領域を創出する可能性がある研究かどうか、想定される研究開発成果がリスクに見合っているか等を重視した評価が実施されている。	1 - 2 - 3 - 4
	f. ハイリスク研究の事前評価において、研究開発課題(プロジェクト)のリーダー等がその目的を実現するマネジメント能力を有しているかも適切に評価されている。	1 - 2 - 3 - 4
次代を担う若手研究者の育成・支援の推進	g. 若手研究者、女性研究者、外国人研究者が研究代表者である優れた研究開発課題が積極的に評価されている。	1 - 2 - 3 - 4
	h. 参画している個々の若手研究者に評価資料の作成負担がかかるようなことなく、研究代表者を中心とすることで、若手研究者が研究に専念できるように配慮された評価活動が実施されている。	1 - 2 - 3 - 4
評価の形式化・形骸化、評価負担増大	i. 研究開発の位置付け、研究開発方法、研究開発機関の特性等を踏まえた最適な手法で評価が実施されている。	1 - 2 - 3 - 4
	j. 評価の頻度・負担の増大による弊害(エネルギーの消耗、研究時間の不足、評価の形骸化、徒労感の発生、研究活動への悪影響等)が発生しない。	1 - 2 - 3 - 4

問3-A-2 貴機関が、機関外からの公的研究資金による研究開発課題について、資金提供者からの評価を受けるにあたり、被評価者の立場として課題や問題だとお考えのことがあれば記載ください。(自由回答)

問3-B1 【大学等高等教育機関のみ】機関内公募型の研究資金によって実施される研究開発課題に関する評価の状況について

(回答対象＝問1で選択肢7に○を付けた機関)

(大学等高等教育機関以外の研究開発実施機関は問3-B2にご回答ください)

問3-B1-1 貴機関における機関内公募型の研究資金について、年間合計の採択件数と予算規模をお答えください。

年間合計の採択件数 _____ 件	年間合計の予算規模 _____ 億 _____ 万円
-------------------	----------------------------

問3-B1-2 貴機関における機関内公募型の研究資金の目的を、以下の中からいくつでも○を付けてください。

1. 外部研究費獲得につながる研究を支援し、外部研究費獲得につなげる 2. 外部研究費が不採択だった場合の再挑戦を支援する 3. 外部研究費終了後のフォローアップにかかる研究を支援し、研究成果の発展を図る	4. 若手研究者の研究を活性化させる 5. 学内の分野横断的・融合的研究を促進する 6. 学内において競争力ある領域を形成する 7. その他 (具体的に: _____)
--	---

問3-B1-3 貴機関では、機関内公募型の研究資金による研究開発課題について、どのような評価を実施または検討していますか？ 評価実施主体の立場として、それぞれあてはまるもの一つに○を付けてください。

分類	「機関内公募型の研究資金によって実施される研究開発課題の評価」に関する実施事項	実施または考慮の状況 (1つだけ選択)
		1. 実施している(一部でも) 2. 実施していないが、過去に実施していた 3. 過去に実施したことはないが、今後実施を検討している 4. 過去に実施しておらず、検討もしていない
評価の実施時期	a. 開始前に、実施の必要性、目標や計画の妥当性等を把握し、予算等の資源配分の意味決定等を行うための <u>事前評価</u> を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
	b. 終了時に、目標の達成状況や成果等を把握し、その後の課題展開への活用等を行うための <u>事後評価</u> を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
	c. 研究開発課題の実施期間が長期にわたる場合には、3年ごとを目安に、研究開発の質の向上や運営改善、中断・中止を含めた計画変更等の要否の確認等を行うための <u>中間評価</u> を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
評価の観点	d. 研究開発の特性や規模に応じて、対象となる研究開発の <u>国際水準</u> を踏まえた評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4

問3-B1-4 貴機関では、機関内公募型の研究資金の仕組み自体について、点検や評価を実施したことがありますか？ 実施したことのあるものにいくつでも○を付けてください。

1. 研究資金の使途の集計や分析を行う 2. 外部研究費獲得につながった事例のリストアップや集計、分析を行う 3. 若手研究者の研究の発展状況の確認や分析を行う	4. 機関内公募の仕方や課題選定にかかる評価についての改善方策の検討を行う 5. その他 (具体的に: _____)
--	---

問3-B2 【大学等以外の研究開発実施機関のみ】機関内の研究開発課題に関する評価の状況について

(回答対象＝問1で選択肢8に○を付けた機関)

問3-B2-1 貴機関では、機関内の研究開発課題について、どのような評価を実施または検討していますか？
評価実施主体の立場として、それぞれあてはまるもの一つに○を付けてください。

分類	「機関内の研究開発課題」に関する実施事項	実施または考慮の状況 (1つだけ選択)
		1. 実施している(一部でも) 2. 実施していないが、過去に実施していた 3. 過去に実施したことはないが、今後実施を検討している 4. 過去に実施しておらず、検討もしていない
評価者の選定	a. 評価者の選任に当たり、評価対象・目的に照らして、「科学的・技術的観点」からの評価者だけでなく「社会的・経済的観点」からの評価者も選任している。	1 - 2 - 3 - 4
	b. 国際競争・協調の観点や研究開発水準の国際比較等の観点からの評価を行うため、必要に応じて海外の研究者等に評価への参画を依頼している。	1 - 2 - 3 - 4
評価の観点	c. 研究開発の特性や規模に応じて、対象となる研究開発の国際水準を踏まえた評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
留意すべき事項	d. 基礎研究については、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意して、評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
	e. 試験調査等の研究開発の基盤整備的な役割を担うものについては、個々の性格を踏まえた適切な評価方法で評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
科学技術イノベーション創出、課題解決	f. 研究開発グループや研究開発課題（プロジェクト）の長のマネジメント力、成果の最大化のための研究開発体制作り、有機的な連携や多様な専門知の結集による実用化や社会実装までを考慮した取組を適切に評価の観点等に反映した評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
科学技術イノベーション創出、課題解決	g. 論文発表数や論文被引用度などの論文至上主義に偏しすぎない評価指標に基づく評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等	h. ハイリスク研究の事前評価において、研究開発成果が技術的課題その他に大きなインパクトをもたらす可能性があるものかどうか、研究開発計画が既存の研究開発領域に変革をもたらす新たな研究開発領域を創出する可能性がある研究かどうか、想定される研究開発成果がリスクに見合っているか等を重視して評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
	i. ハイリスク研究の事前評価において、研究開発課題（プロジェクト）のリーダー等がその目的を実現するマネジメント能力を有しているかも適切に評価している。	1 - 2 - 3 - 4
若手研究者の育成・支援	j. 若手研究者、女性研究者、外国人研究者が研究代表者である優れた研究開発課題を積極的に評価している。	1 - 2 - 3 - 4
	k. 参画している個々の若手研究者に評価資料の作成負担がかかるようなことなく、研究代表者を中心とすることで、若手研究者が研究に専念できるよう配慮した評価活動を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
評価の形式化・形骸化、評価負担増大	l. 研究開発の位置付け、研究開発方法、研究開発機関の特性等を踏まえた最適な手法で評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
	m. 評価の頻度・負担の増大による弊害（エネルギーの消耗、研究時間の不足、評価の形骸化、徒労感の発生、研究活動への悪影響等）が発生しないように評価活動を実施している。	1 - 2 - 3 - 4

問3-B2-2 研究開発課題の評価において、長期的視点やリーダーのマネジメント力を考慮するために工夫している点があれば記載ください。(自由回答)

問4 教員・研究者等の研究開発業績に関する評価について
(回答対象＝問1で選択肢 12 に○を付けた機関)

問4-B-1 貴機関では、教員・研究者等の研究開発業績に関する評価について、以下の事項を実施または考慮していますか？ それぞれあてはまるもの一つに○を付けてください。

分類	「研究者等の業績評価」に関する実施事項	実施または考慮の状況 (1つだけ選択)
		1. 実施している(一部でも) 2. 実施していないが、過去に実施していた 3. 過去に実施したことはないが、今後実施を検討している 4. 過去に実施しておらず、検討もしていない
研究者	a. 研究者の業績評価の結果を処遇等に反映している。	1 - 2 - 3 - 4
	b. 研究者の業績評価の際には、研究開発の段階、方法、目的、潜在的発展可能性などの特性を踏まえた評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
	c. 研究者が挑戦する課題の困難性等も考慮に入れるなど、研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促す工夫をした評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
若手研究者について	d. 若手研究者が励まされ、創造性を発揮しやすくなるような評価を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
	e. 指導的立場にある教員・研究者の業績評価において、ポストドクターや博士課程学生の指導や多様なキャリア開発支援の実績を評価している。	1 - 2 - 3 - 4

問4-B-2 貴機関の教員・研究者、研究支援者の業績評価について、前問で、①特性を踏まえた評価(b.)、②研究者の果敢な挑戦を促す工夫をした評価(c.)、③若手研究者を奨励する評価(d.)を、「実施している」または「過去に実施していた」と回答された場合は、それぞれの具体的な取組内容について記載ください。(自由回答)

【① 特性を踏まえた評価(b.)】

【② 研究者の果敢な挑戦を促す工夫をした評価(c.)】

【③ 若手研究者を奨励する評価(d.)】

※評価の仕組みや評価の工夫についてご回答ください

問4-B-3 教員・研究者等の業績評価に当たって、直接的な研究開発活動以外に考慮していることがあれば、以下の中から該当するものにいくつでも○を付けてください。

1. 研究開発の企画・管理	7. 研究開発段階における幅広い領域の関係者との協力に基づく国際水準をも踏まえた課題設定や出口戦略の作成
2. 評価活動への貢献	8. 産業構造の変化に対応した取組
3. 産業界との連携	9. 国民や社会に対する自らの研究の意義や成果の説明(アウトリーチ活動)
4. 知的基盤整備への貢献	10. 研究活動の人材育成への活用等
5. 国際標準化への寄与	
6. 国際連携	

ここからは、問1の回答に関わらず全機関、ご回答ください。

問5 評価システムの状況について

問5-1 貴機関では、研究開発の「評価システム」について、以下の事項を実施または考慮していますか？ それぞれあてはまるもの一つに○を付けてください。

分類	「評価システム」に関する実施事項	実施または考慮の状況 (1つだけ選択)
		1. 実施している(一部でも) 2. 実施していないが、過去に実施していた 3. 過去に実施したことはないが、今後実施を検討している 4. 過去に実施しておらず、検討もしていない
評価における過重な負担の回避	a. 評価に当たっては、その目的・役割を明確化することを徹底し、評価システムとしての重複がある場合には 統合化・簡素化等 を図るなど、 評価システムの合理化 を実施している。	1 - 2 - 3 - 4
	b. 評価文書を可能な限り統一すること等により、 評価作業を省力化 している。	1 - 2 - 3 - 4

問5-2 貴機関の「評価システム」について、前問で、①**統合化・簡素化等**といった**評価システムの合理化**(a.)、②**評価作業の省力化**(b.)を、「実施している」または「実施していた」と回答された場合は、それぞれの具体的な取組内容について記載ください。(自由回答)

【① 統合化・簡素化等 といった 評価システムの合理化 (a.)】
【② 評価作業の省力化 (b.)】

※評価の仕組みや評価の工夫についてご回答ください

問5-3 貴機関では、研究開発評価に係る業務の効率化のため、データベースを構築していますか？ 構築しているデータベースの内容について、以下の中からいくつでも○を付けてください。いずれもない場合は、最後の選択肢に○を付けてください。

1. 研究開発課題の概要	5. 研究開発活動のアウトカム
2. 研究者に関する情報(エフォート等)	6. 研究開発課題の評価者
3. 研究開発資金の制度種別や金額	7. 研究開発課題の評価結果(評価意見等)
4. 研究開発活動のアウトプット	8. いずれもない

※「アンケートのご回答に当たって(本調査の目的と用語の定義等)」をご参照ください

問5-4 前問でデータベースを構築している場合、どのように活用していますか。

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| 1. 研究開発課題の応募時における過去の実績データとして活用 | 5. 内部の研究者間の情報共有 |
| 2. 教員・研究者個人の研究業績の確認、評価 | 6. 一般社会への情報公開 |
| 3. 組織・機関の研究開発評価のための資料作成 | 7. 産業界などとの共同研究のマッチング支援 |
| 4. 組織の計画策定(研究戦略や組織改編など) | 8. 外部データベースへの情報転送 |
| | 9. その他(具体的に:) |

問6 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」について

問6-1 貴機関では、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日文部科学大臣決定(最終改定平成27年4月1日))^(※3、※4)があることを知っていましたか？ 貴機関の状況に近いと思われるもの1つに○を付けてください。

- | |
|----------------------------------|
| 1. 当該指針の存在を知らなかった |
| 2. 当該指針について、当部署は知っているが、他の部署は知らない |
| 3. 当部署指針について、当部署以外の他部署も知っている |

問6-2 貴機関では、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日文部科学大臣決定(最終改定平成27年4月1日))^(※3、※4)を活用^(※5)していますか？ 活用内容にいくつでも○を付けてください。(複数回答)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 研究開発機関等の評価をする際に活用している |
| 2. 研究開発課題の評価をする際に活用している |
| 3. 研究者等の業績評価をする際に活用している |
| 4. 用語等の使い方を確認する上での参考資料として活用している |
| 5. その他の面で活用している |
| 6. 活用していない ⇒次の問にご回答ください |

※3 本指針は、以下の機関宛に、平成26年4月25日付で、文部科学省科学技術・学術政策局長の通知(件名:「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の改定について)がなされています。

通知先: 国立教育政策研究所長、科学技術政策研究所長、各国公私立大学長、各大学共同利用機関法人機構長、各大学共同利用機関長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、各国公私立高等専門学校長、文部科学省関係各独立行政法人の長

※4 指針の構成は、同封の「アンケートのご回答に当たって(本調査の目的と用語の定義等)」をご覧ください。

※5 活用の程度を問わず、評価指針を一部でも参考にして評価を実施している場合は、「活用している」とご回答ください。

問6-3 問6-2で「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(「評価指針」と略す)を活用していない理由にいくつでも○を付けてください。(複数回答)

- | |
|--|
| 1. 当機関では、研究開発評価を実施していない |
| 2. 「評価指針」を読んだことがない |
| 3. 「評価指針」は、当機関で実施している評価に即しておらずあまり参考にならない |
| 4. 「評価指針」の表現(用語、文章等)が分かりにくい |
| 5. 「評価指針」の全体構成(段落、内容の流れ等)が不明瞭で、当機関に関連する部分がわかりにくい |
| 6. 「評価指針」とは別に、自機関で評価制度を設定している |
| 7. 文部科学省以外の府省が策定した「評価指針」を主に参考になっている |
| 8. その他(具体的に:) |

問6-4 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」では、以下のように記載しています(同指針「2.3 評価システムの構築」第4段落)。

- 文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、評価システムの適切な運用を確保するとともに、その改善を図る観点から、評価の在り方について評価者や被評価等からの意見聴取に努めるなど、評価の検証を適時行い、評価の質の向上や評価システムの改善に努める。
- その際、各階層における評価が指針等に沿って適切に行われているか、無駄な評価や形式的な評価になっていないか、評価実施主体、評価者及び被評価者の間で十分なコミュニケーションがとれているかなどが必要な視点として考えられる。

貴機関では、「評価実施主体、評価者及び被評価者の間」のコミュニケーションについてどのような見解をお持ちですか。次のうちお考えに最も近いもの一つに○を付けてください。

1. 大いに課題がある(具体的に: _____)
2. 課題がある
3. 特に課題はない
4. わからない

問7 研究開発評価について感じている課題

研究開発評価について、感じている課題があれば、自由にご回答ください。(自由回答)

問8 機関のプロフィール等

問8-1 貴機関の研究者数は何人ですか。

貴機関の研究者数は、総務省「科学技術研究調査」(基幹統計)に回答した平成28年3月31日現在の人数を転記いただけましたら結構です。

【大学等】においては、同統計調査(調査票丙)【4】の「従業者」のうち「研究者」のうち「本務者」「兼務者」を除くのうち「実数」(505欄)について、全学(貴機関全体)の数字を合計した上でご回答ください。ここでは、大学の教員、大学院博士課程在籍者、医局員等は、実際の勤務・活動の態様に関わらず、研究を行っている者(研究者)とします。

【大学等以外の研究開発機関】においては、同統計調査(調査票乙)【7】の「研究関係従業者数」のうち「研究者」のうち「実数」(308欄)について、ご回答ください。

()人

問8-2 【大学等のみ】研究者数本務教員数は何人ですか。

大学等において、「科学技術研究調査」(調査票丙)【4】の「従業者」のうち「研究者」のうち「本務者」のうち「教員」のうち「実数」(506欄)について、全学(貴機関全体)の数字を合計した上でご回答ください。

()人

問8-3 【大学等のみ】本務教員数は何人ですか。

大学等において、文部科学省「学校基本調査」(基幹統計)に回答した平成28年5月1日現在の人数を転記いただけましたら結構です。具体的には、学校調査票 学生教職員等状況票の「4. 教員数(本務者)」の総合計をご回答ください。

()人

問8-4 【大学等のみ】本務職員数は何人ですか。

大学等において、文部科学省「学校基本調査」(基幹統計)に回答した平成28年5月1日現在の人数を転記いただけましたら結構です。具体的には、学校調査票 学生教職員等状況票の「6. 職員数」の本務者と兼務者を合わせた総合計をご回答ください。

()人

問8-5 【大学等のみ】学生数は何人ですか。

大学等において、文部科学省「学校基本調査」(基幹統計)に回答した平成28年5月1日現在の人数を転記いただけましたら結構です。具体的には、学校調査票 学生教職員等状況票の「3. 学生数」の総合計をご回答ください。

()人

問8-6 【大学等のみ】貴機関内に設置されている学部・研究科の専門分野をすべて選んでください。

1. 人文科学
2. 社会科学
3. 理学
4. 工学
5. 農学
6. 医歯薬保健学
7. その他(家政、教育、芸術、その他)

問8-7 貴機関の総収入※6に占める獲得した外部資金(競争的資金、委託研究等)※7の割合は何%程度ですか。

※6 運営費交付金を含む。科学研究費補助金において機関管理の部分は含めない。しかし、総収入及び獲得した外部資金にも科研費の直接経費部分を含める。私立大学においては、学校法人又は株式会社全体ではなく大学に係る部分をここでの「機関」とお考えください。

※7 ここでは企業や民間団体からの資金を含めても構いません。

()%程度

問8-8 【大学等のみ】貴機関が附属病院を有している場合には、機関の総収入に占める病院収入の割合は何%程度ですか。

()%程度

設問は以上です。
ご回答誠にありがとうございました。

アンケートのご回答に当たって(本調査の目的と用語の定義等)

2017年2月

株式会社三菱総合研究所

(調査委託元：文部科学省)

1. 調査の目的

文部科学省の所掌する研究開発は研究者の自由な発想を源泉とする学術研究から特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトに至るまで広範に渡っています。その研究開発評価については、現在、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)(以下「大綱的指針」という。)及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」※(平成26年4月文部科学大臣決定(平成27年4月一部改定))(以下「評価指針」という。)に基づき、研究開発の特徴や性格を踏まえた評価が行われています。

この「評価指針」では、「文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、評価システムの適切な運用を確保するとともに、その改善を図る観点から、評価の在り方について評価者や被評価者等からの意見聴取に努めるなど、評価の検証を適時行い、評価の質の向上や評価システムの改善に努める」こととしています(「評価指針」2.3 評価システムの構築)。

本調査では、国公立大学、大学共同利用機関(以下「大学等」という。)、資金配分機関を含む独立行政法人研究機関等(本アンケートにおいて「機関」といいます)のすべてを対象に、実務における評価指針の活用状況や課題等を把握するとともに、今後の効果的・効率的な評価指針の活用方策等について調査・分析することを目的としています。

ご多忙中、恐縮ですが、本アンケートにご協力賜りますようお願い申し上げます。

※本指針は、以下の機関宛に、平成26年4月25日付で、文部科学省科学技術・学術政策局長の通知(件名:「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の改定について)がなされています。

通知先: 国立教育政策研究所長、科学技術政策研究所長、各国公立大学長、各大学共同利用機関法人機構長、各大学共同利用機関長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、各国公立高等専門学校長、文部科学省関係各独立行政法人の長

2. 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の構成

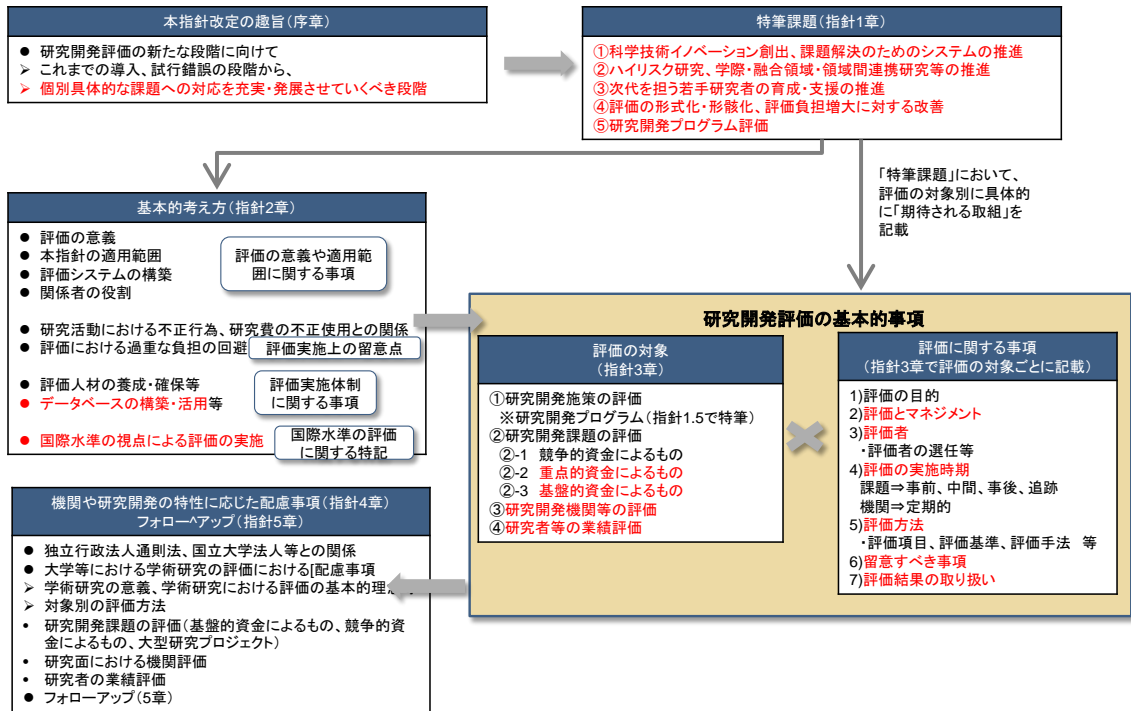
国費を用いて実施される研究開発全般については、「大綱的指針」が策定されています。

さらに、文部科学省の所掌にかかる研究開発については、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」が策定されており、今般改定された「大綱的指針」に合わせた改定が近々予定されております。

この「評価指針」は、現行、5章構成で、次の図式のように、評価の基本的考え方(2章)、対象別の評価の基本的事項(3章)等について記載しています。

本指針の文章中では、評価の実施者（例：文部科学省内部部局、研究開発機関等）の別に期待される取組が具体的に記載されています。

図 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の構成



出所) 評価指針の構成をもとに三菱総合研究所において作成

3. 設問ごとの解説(回答上の注意点、用語の定義等)

3.1 【問1】研究開発に関する評価の実施状況について

本設問では、貴機関における研究開発に関する評価の実施状況についてお尋ねしています。

ここでの「研究開発」は、「事物・機能・現象等について新しい知識を得るために、又は既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求」¹を指すものとします。自然科学系のものだけでなく、人文学・社会科学系のものも含まれます。いわゆる「文科系」領域のみを専門とする学部等の組織で構成される大学においてもご回答ください。

「評価」は、段階判定などの価値判断を行うものに限定せず、研究開発活動やその成果に関する情報の収集・加工や分析等を含めた広い概念とします。

なお、本アンケートにおいて、貴機関に所属する教員や研究者個人が、評価委員として他の機関(資金配分機関等)において実施される研究開発評価に関与している場合は含みません。また、研究者コミュニティ(学会、学術誌等)においてなされる論文審査、表彰といった研究開発評価活動は含みません。

¹ 総務省統計局「科学技術研究調査」における「研究」の定義です。

本設問では、貴機関における研究開発に関する評価を、大きく 3 つに分け、実施状況をお尋ねしています。

大学等であれば、少なくとも機関全体を対象とした評価は受けている（選択肢 1 に該当）と思われます。

① 機関における研究開発活動に関する評価（選択肢 1～4）

- 貴機関全体または貴機関内の組織単位の研究開発活動を対象とした評価について、評価を受ける立場（A）、評価を実施する立場（B）の両面からお尋ねしています。
- ◇ A 貴機関（または機関内の組織単位）が外部から評価を受ける場合（第三者評価（法人評価）や認証評価）
- ◇ B 貴機関が自機関（または機関内の組織単位）について自己点検・評価

② 研究開発課題に関する評価（選択肢 5～9）

- 研究開発課題（プロジェクト）単位での評価についてお尋ねしています。
- 項目は、次の 3 つに大きく分かれています。
- ◇ 外部資金によって実施している研究開発課題の評価（選択肢 5、6）
 - ✓ 選択肢 5 は、国（文部科学省等）や資金配分機関（科学技術振興機構、日本学術振興会等）による採択時の審査、実施後の中間評価、事後評価、追跡評価等を受ける場合を想定しています。
 - ✓ 選択肢 6 は、複数の研究開発課題を含む大型の事業の採択を受け、その中で、貴機関において個別課題の評価、自己評価等を行っている場合を想定しています。
- ◇ 内部資金によって実施している研究開発課題の評価（選択肢 7、8）
 - ✓ 【大学等高等教育機関】では、学内で公募型の研究費があり採択時審査等を行っている場合を想定しています。（選択肢 7）
 - ✓ 【大学等以外の研究開発実施機関】では、機関内で取り組んでいる研究開発課題の評価を実施している場合を想定しています。（選択肢 8）
- ◇ 研究開発資金の機関外への配分（選択肢 9）
 - ✓ 機関として競争的な研究資金、公募型の研究開発プログラム等を運営し、外部への研究資金配分をしている場合です。研究開発課題の中で部分的に外部に委託や資金配分している場合を除きます。研究開発の資金配分機関（例：日本学術振興会、科学技術振興機構等）において実施していることを想定しています。

③ 教員・研究者等の研究開発業績に関する評価（選択肢 10～12）

- 機関として、そこに所属する教員・研究者等の研究開発業績の評価を他の機関より受けている場合（選択肢 10）、及び、自機関として評価活動を実施している場合（選択肢 11、12）についてお尋ねしています。
 - ✓ 選択肢 11 は、機関に所属する教員・研究者等の研究開発業績に関して自己点検・評価を行わせている場合を想定しています。
 - ✓ 選択肢 12 は、機関に所属する教員・研究者等の研究開発業績に関して他者による評価を実施している場合を想定しています。

問1の選択肢の用語は以下の定義によります。

- 「第三者評価」：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価。（総合科学技術・イノベーション会議、科学技術・学術審議会、国立大学法人評価委員会、国立研究開発法人審議会、大学改革支援・学位授与機構等による評価が、第三者評価の例として挙げられる。）（「評価指針」58頁より（一部更新））
- 「外部評価」：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が評価実施主体となり、評価実施主体の外部の者が評価者となる評価をいう。これらは、専ら評価実施主体の内部の者が評価者となる「内部評価」と区別される。（「評価指針」58頁より）

3.2 【問2】機関における研究開発活動に関する評価について

問2から問4までは、問1で○を付けたものについてご回答ください。

問2-Aは、問1で「選択肢1」に回答された機関のみご回答ください。「評価を受ける立場」（被評価者）として、研究開発機関等の第三者評価（法人評価）、認証評価が適切に実施されているかどうか、貴機関の見解をご回答ください。

問2-Bは、問1で「選択肢2」に回答された機関のみご回答ください。「評価を実施する立場」（評価実施主体）として、研究開発機関等の自己点検・評価の実施状況についてご回答ください。

3.3 【問3】研究開発課題に関する評価について

3.3.1 【問3-A】外部資金によって実施される研究開発課題に関する評価の状況

問3-Aは、問1で「選択肢5」に回答された機関のみご回答ください。

評価を受ける立場（被評価者）として、研究開発課題の評価が適切に実施されているかどうか、貴機関の見解をご回答ください。

ご回答に当たっては、当該研究開発課題に係る研究開発制度や事業のうちで貴機関において代表的なものを想定し、それを念頭に置いてご回答ください。制度の想定としては、例えば以下のように、資金配分機関名と制度名称をご記載ください。

例：JSPS・科学研究費（基盤研究）、JSPS・科学研究費（特別推進研究）、NEDO・大学発事業創出実用化研究開発事業、JST 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）

問3-A-1の選択肢の用語は以下の定義によります。

- 「ハイリスク研究」：研究目標が達成されるかどうかには高いリスクや不確実性があるが、成果が出ると社会的・経済的・学術的にインパクトがあり、領域の進展に貢献するなど非常に大きな影響を与える可能性が高い研究。技術的に困難なハイリスク研究、従来 of 定説を覆すような知見の獲得につながるハイリスク研究等がある。（「評価指針」57頁より）
- 「学際・融合領域・領域間連携研究」：一つの学問領域では解決が困難な課題に対して、二つ以上の学問領域を統合・融合・連携・協力して学問領域横断的に取り組むことで、従来とは異なった観点、発想、手法、技術などを用いて新たな成果を生み

出し、新しい研究領域を開拓する研究。（「評価指針」57頁より）

3.3.2 【問 3-B1】【大学等高等教育機関のみ】機関内公募型の研究資金によって実施される研究開発課題に関する評価の状況について

問 3-B1 は、問 1 で「選択肢 7」に回答された機関のみご回答ください。

大学等において機関内公募型の研究資金を設けている場合、その規模、設置目的、研究開発課題の評価方法等についてご回答ください。

3.3.3 【問 3-B2】【大学等以外の研究開発実施機関のみ】機関内の研究開発課題に関する評価の状況について

問 3-B-2 は、問 1 で「選択肢 8」に回答された機関のみご回答ください。

大学等以外の研究開発実施機関において、機関内の研究開発課題の評価の実施状況についてご回答ください。

3.4 【問 4】教員・研究者等の研究開発業績に関する評価について

問 4 は、問 1 で「選択肢 12」に回答された機関のみご回答ください。

貴機関における教員・研究者等の研究開発業績に関する評価の状況について、ご回答ください。

3.5 【問 5】評価システムの状況について

ここからは、問 1 の回答に関わらず全機関、ご回答ください。

問 5-3 の「データベース」は、表計算ソフト（Excel 等）で情報を整理してデータベースとして活用している場合も含めてお考えください。選択肢の用語は以下の定義によります。

- 「アウトプット」：研究開発活動の成果物。例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなど。（「評価指針」58頁より）
- 「アウトカム」：研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用。科学コミュニティに生じる価値の内容（これらの指標として、目標等に応じて、例えば、論文の被引用数、テニユアポストを獲得した研究者の割合等が挙げられる）、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容（これらの指標として、目標等に応じて、例えば、新製品・サービスに基づく売上高、特許実施料収入、規格の標準化、第三者によるプロトタイプの利用等が挙げられる）などがある。（「評価指針」58頁より）

3.6 【問 6】「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」について

本設問は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 14 年 6 月 20 日 文部科学大臣決定（最終改定平成 27 年 4 月 1 日））の認知状況、活用状況等についてお尋ねしています。

「評価指針」は、文部科学省のウェブサイト（トップ > 科学技術・学術 > 研究費、研究開発評価 > 研究開発評価）に掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/main11_a4.htm

3.7 【問 7】研究開発評価について感じている課題

研究開発評価についてお感じになっている課題について、ご自由にご回答ください。

3.8 【問 8】機関のプロフィール等

貴機関の研究者数等についてご回答ください。

貴機関におかれては、総務省「科学技術研究調査」に回答されていると思いますので、同調査に回答された「平成 28 年 3 月 31 日現在」の研究者数、研究者数本務教員数について貴機関合計の数字を合計した上でご記載ください（問 8-1、問 8-2）。

大学等においては、文部科学省「学校基本調査」に回答されているはずと思いますので、同調査に回答された「平成 28 年 5 月 1 日現在」の本務教員数、本務職員数、学生数について記載ください。（問 8-3、問 8-4、問 8-5）

4. 研究開発評価に関する参考情報等

文部科学省のウェブサイト（トップ > 科学技術・学術 > 研究費、研究開発評価 > 研究開発評価）に研究開発評価に関する以下の関連資料が掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/main11_a4.htm

- 文部科学省における研究及び開発に関する評価指針
- 研究開発評価システム改革の方向性について（審議のまとめ）
- 研究開発マネジメントにいかす評価
 - 研究開発評価に関する施策や事業から知り得た事例や工夫
- 文部科学省研究開発評価シンポジウム
- 研究開発評価研修
- 文部科学省研究開発評価ワークショップ
- 海外における研究開発評価の情報等
- 研究開発評価推進調査委託事業
 - 平成 19 年度から平成 27 年度までの委託調査報告書
 - 毎年度、テーマを定めて国内外の研究開発評価の状況に関する調査を実施

以上